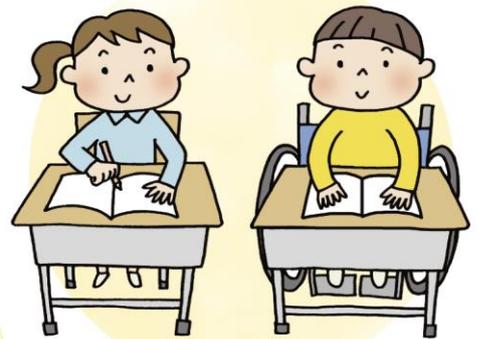




第 3 期

湯浅町障がい者基本計画



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 国における障がい者施策の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 障がいのある人の現状と課題.....	4
1 本町の現状.....	4
2 アンケート調査結果からみる本町の状況.....	16
3 団体ヒアリング調査結果からみる本町の状況.....	32
4 第2期計画の取り組み状況.....	38
5 現状からみた本町の課題.....	43
第3章 障がい者基本計画の基本的な考え方.....	45
1 基本理念.....	45
2 基本目標と施策体系.....	46
第4章 施策の展開.....	47
基本目標1 地域で安心・安全に暮らせるための環境づくり.....	47
基本目標2 自立した地域生活の支援.....	49
基本目標3 社会参加の促進.....	51
第5章 計画の推進体制.....	54
資料編.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国においては、障がい者に関する国際条約である「障害者権利条約」の批准に向け、平成 23 年の「障害者基本法」の改正をはじめとして、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者雇用促進法」の改正といった国内法の整備が進められるなど、さまざまな法制度などの整備が行われてきました。また、平成 26 年の「障害者権利条約」の批准以降も、障がいのある人の権利擁護や生活支援、就労、差別解消等に係る法整備が進められており、共生社会の実現に向けた体制整備が進められています。

国の第5次障害者基本計画においては、基本理念として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することが明記されています。

また、近年の福祉分野全般においては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められており、地域全体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会の形成が求められています。

本町においては、平成 28 年3月に「第2期湯浅町障害者基本計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ」を基本理念に掲げ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成 31 年4月には「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」が施行され、誰もが住みやすいまちづくりを進めてきました。

この度、第2期計画の期間が令和6年度で満了することから、これまでの間の国における障がい者施策の動向と法制度改革、本町の障がいのある人を取り巻く現状や課題を踏まえ、「第3期湯浅町障がい者基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 国における障がい者施策の動向

■「障害者総合支援法」施策以降の法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がいの介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和 2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和 3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）
	障害者総合支援法の改正	・グループホームに入居する一人暮らし希望者の移行支援を進める ・就労選択支援が創設（令和7年10月1日施行）。就労を希望する障がい者本人の特性を踏まえた就労支援の提供や、就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげる
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本町における障がい者施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

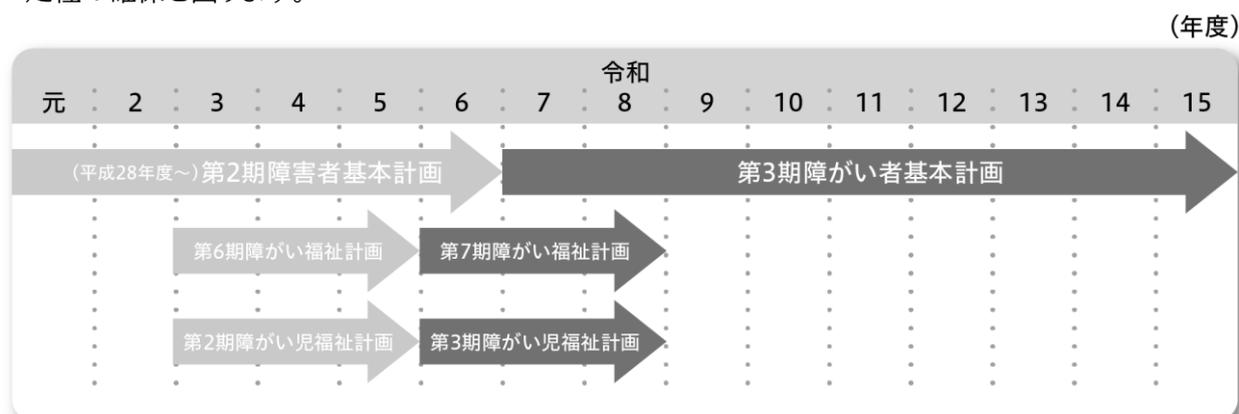
障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和15年度までの9年間とし、障がい者施策の基本方針の安定性の確保を図ります。



第2章 障がいのある人の現状と課題

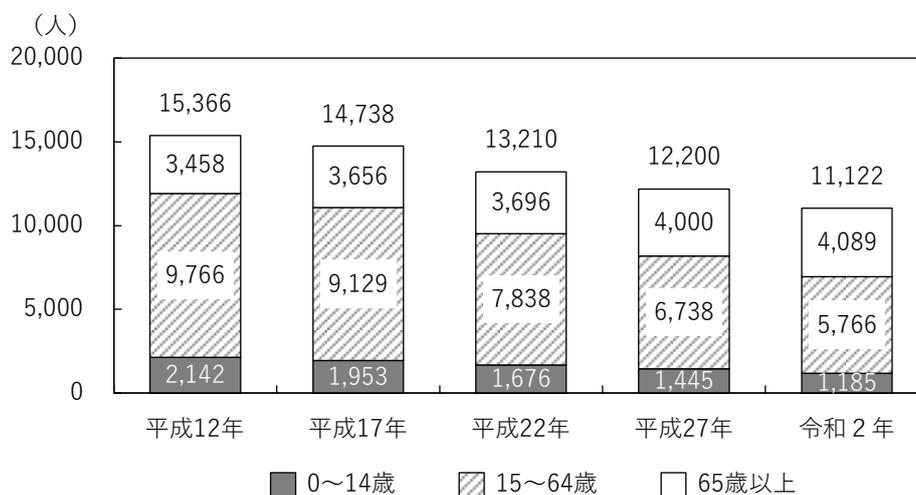
1 本町の現状

(1) 総人口

本町の総人口は、平成12年以降減少が続いており、令和2年には11,122人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳で平成12年以降減少が続いている一方、65歳以上では増加が続いており、令和2年には37.0%を占めています。

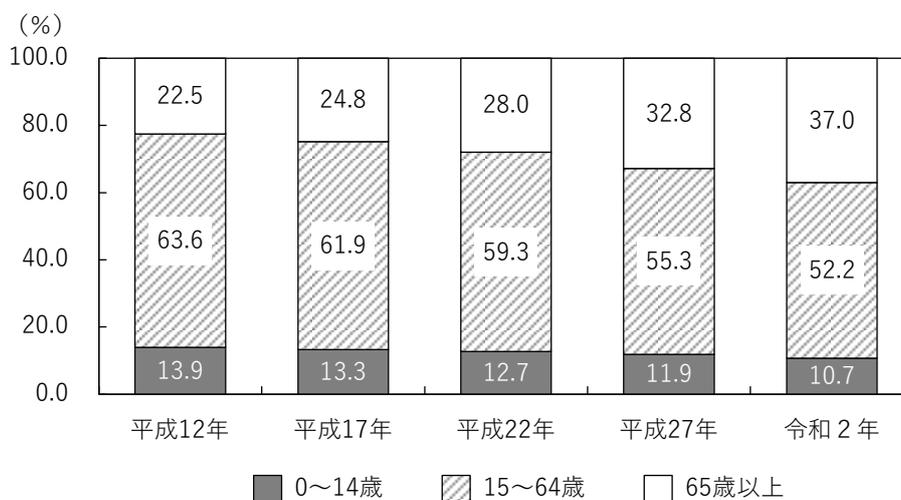
■総人口の推移



資料：国勢調査

※平成27年・令和2年の総人口は年齢不詳を含む。

■年齢3区分別構成比の推移



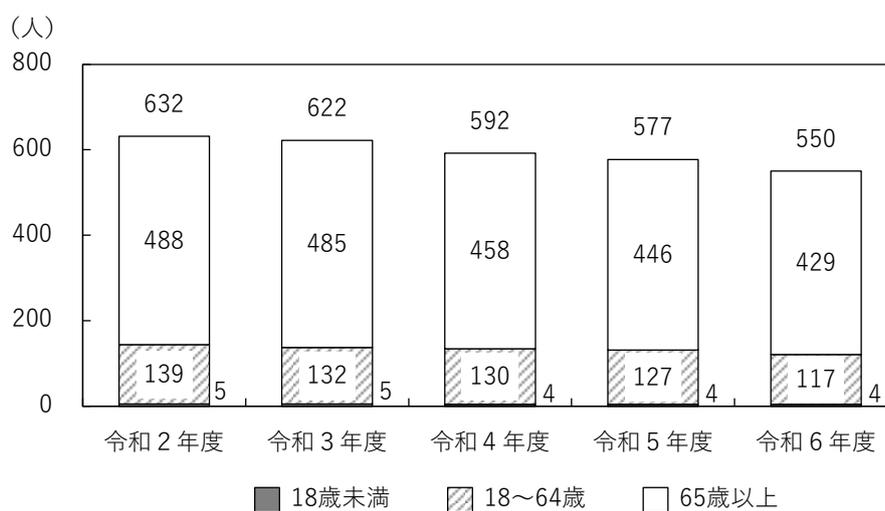
資料：国勢調査

(2) 障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和6年度には 550 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 65 歳以上が最も多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

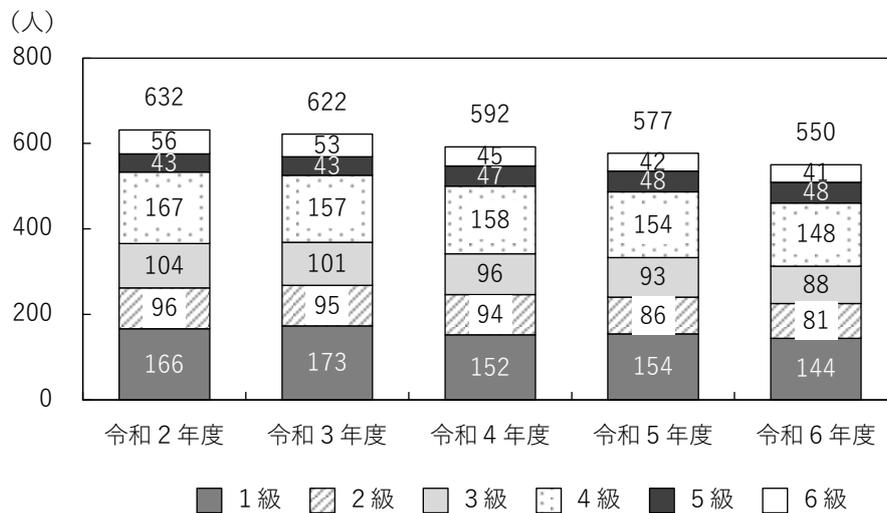


資料：福祉課（各年度4月1日時点）

②等級別身体障害者手帳所持者数

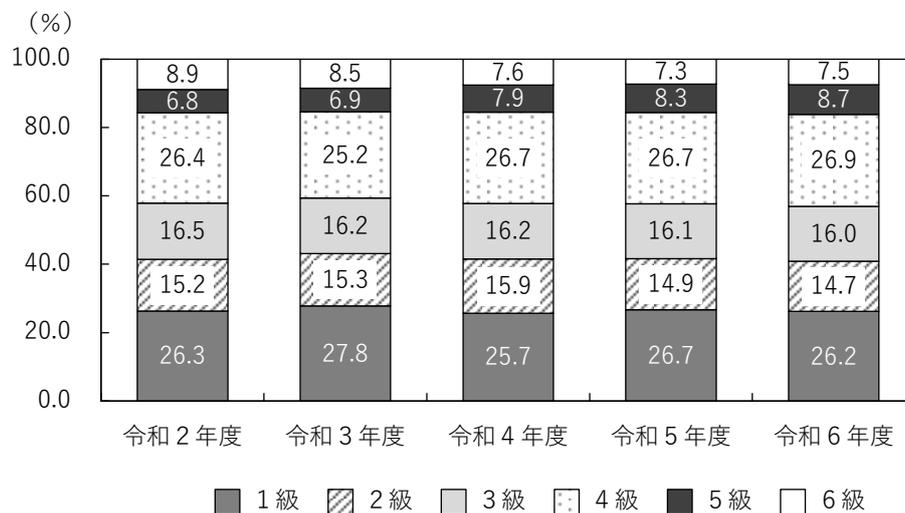
等級別にみると、各年度とも1級、4級が多くなっています。令和6年度については、4級が148人(26.9%)と最も多く、次いで1級が144人(26.2%)、3級が88人(16.0%)となっています。

■身体障害者手帳所持者数の等級別の推移



資料：福祉課（各年度4月1日時点）

■身体障害者手帳所持者数の等級別構成比の推移

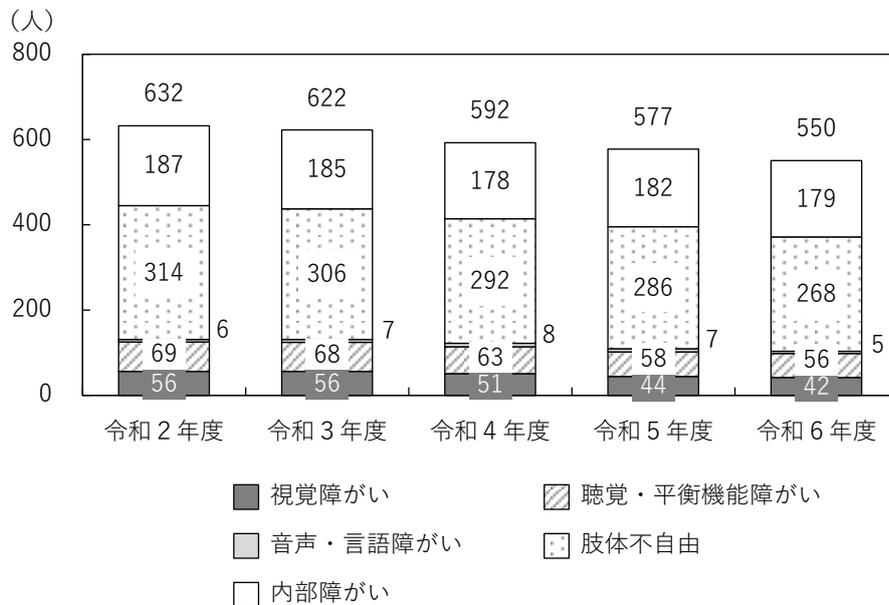


資料：福祉課（各年度4月1日時点）

③障がい種別身体障害者手帳所持者数

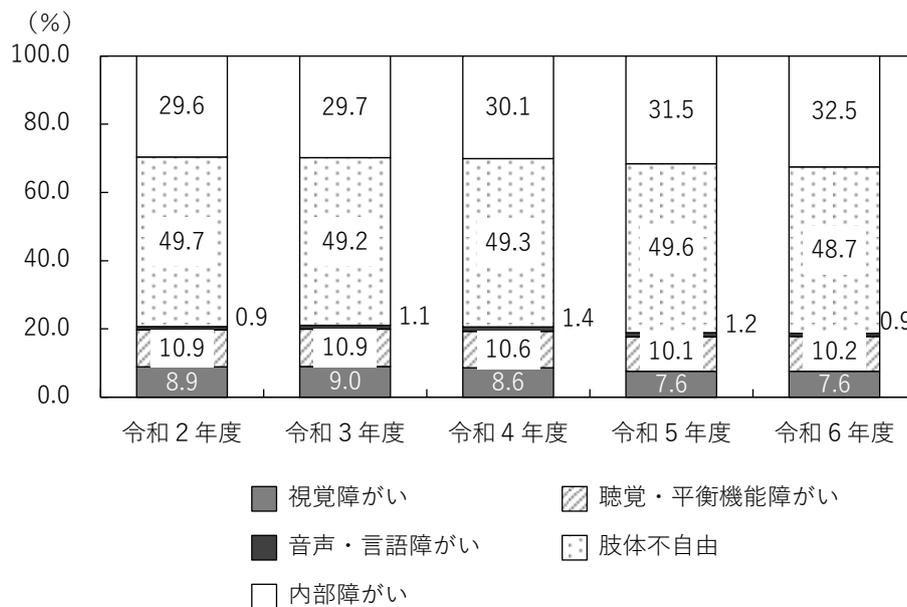
障がい種別にみると、各年度とも肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。令和6年度については、肢体不自由が 268 人(48.7%)と最も多く、次いで内部障がい が 179 人(32.5%)、聴覚・平衡機能障がい が 56 人(10.2%)となっています。

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移



資料：福祉課（各年度4月1日時点）

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別構成比の推移

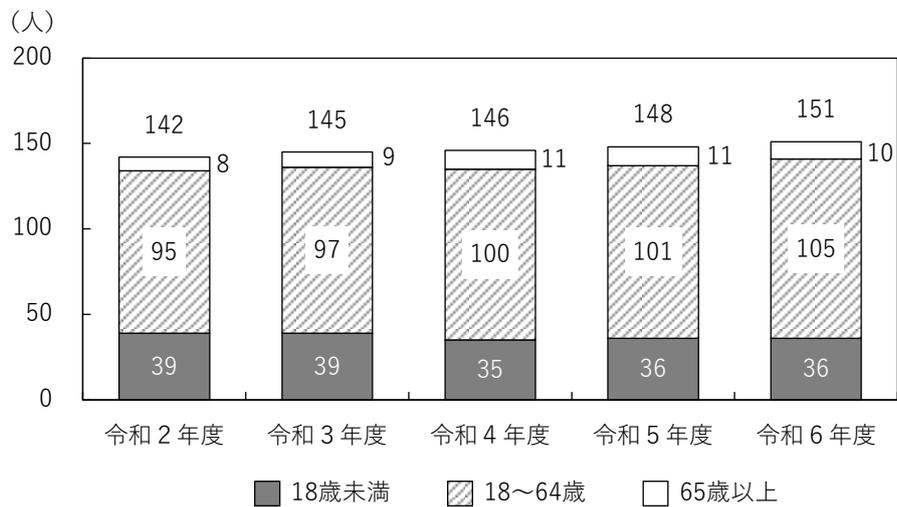


資料：福祉課（各年度4月1日時点）

④療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和6年度には 151 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 18～64 歳が最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

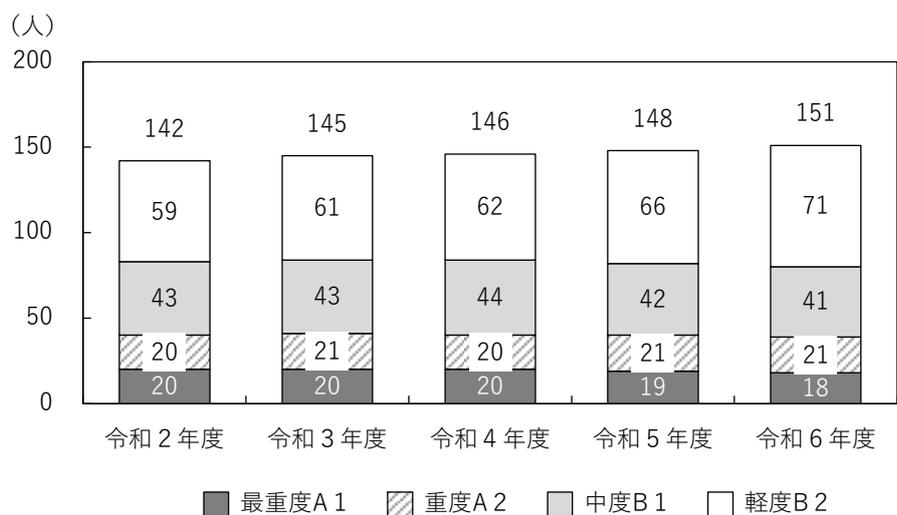


資料：福祉課（各年度 4 月 1 日時点）

⑤等級別療育手帳所持者数

等級別にみると、各年度とも軽度 B2 が最も多く、次いで中度 B1が多くなっています。

■療育手帳所持者数の等級別の推移

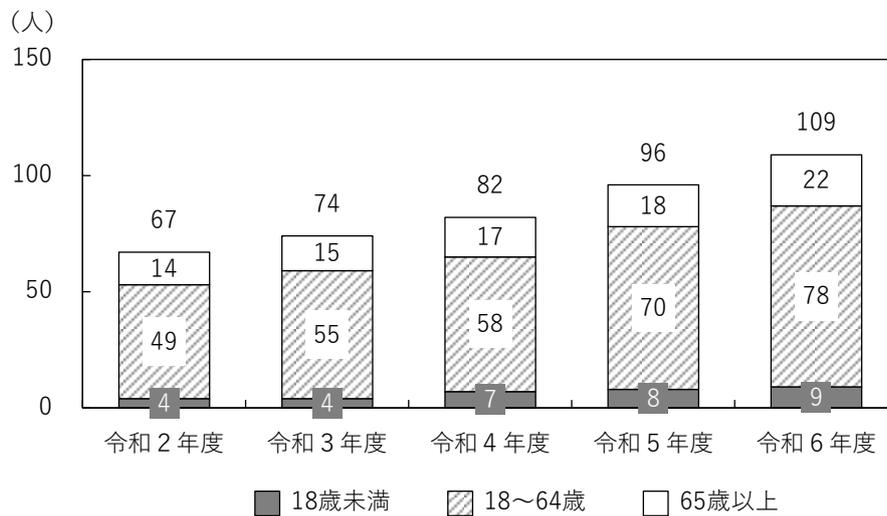


資料：福祉課（各年度 4 月 1 日時点）

⑥精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和6年度には 109 人となっています。年齢別にみると、各年度とも 18～64 歳が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

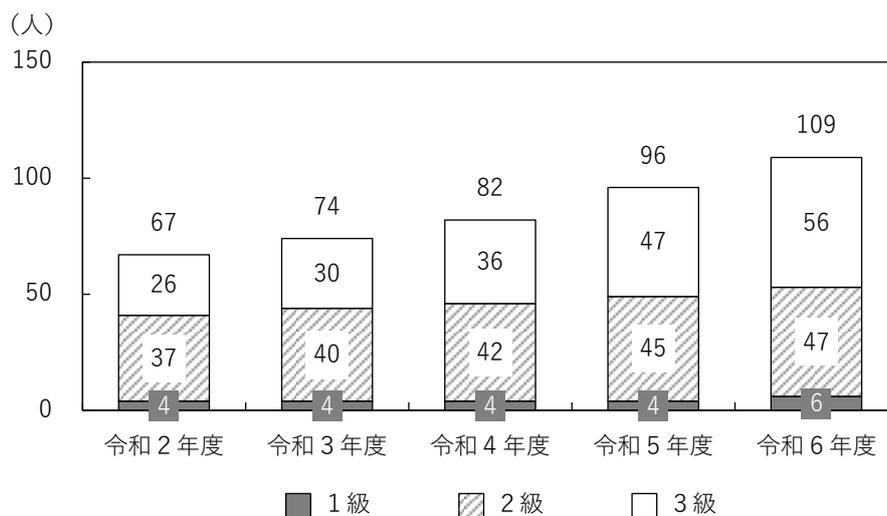


資料：健康推進課（各年度 4 月 1 日時点）

⑦等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別にみると、令和2年度から令和4年度にかけては2級が最も多くなっていましたが、令和5年度以降は3級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



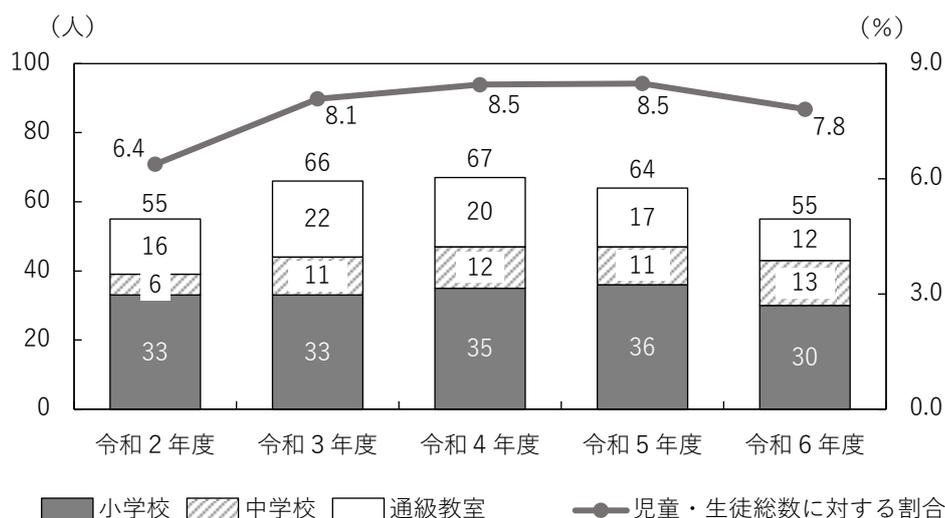
資料：健康推進課（各年度 4 月 1 日時点）

(3) 障がいのある児童・生徒の状況

①特別支援教育を受けている児童・生徒数

特別支援教育を受けている児童・生徒数は令和4年度の67人をピークに減少しており、令和6年度は55人となっていますが、児童・生徒数全体の人数も減少しているため、割合で見るとほぼ横ばいで推移しています。

■特別支援教育を受けている児童・生徒数の推移

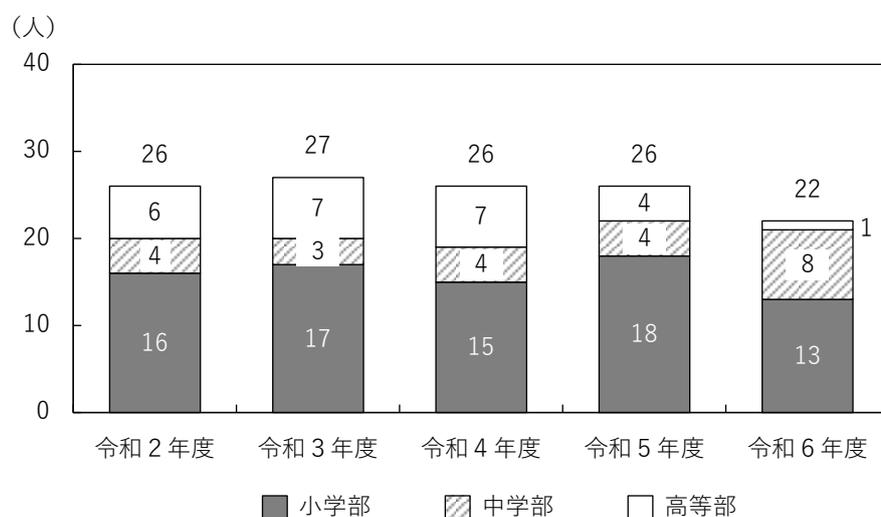


資料：教育委員会（各年度4月1日時点）

②特別支援学校の児童・生徒数

特別支援学校の児童・生徒数は、令和2年度から令和5年度にかけて横ばいで推移していましたが、令和6年度には減少に転じ、22人となっています。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移

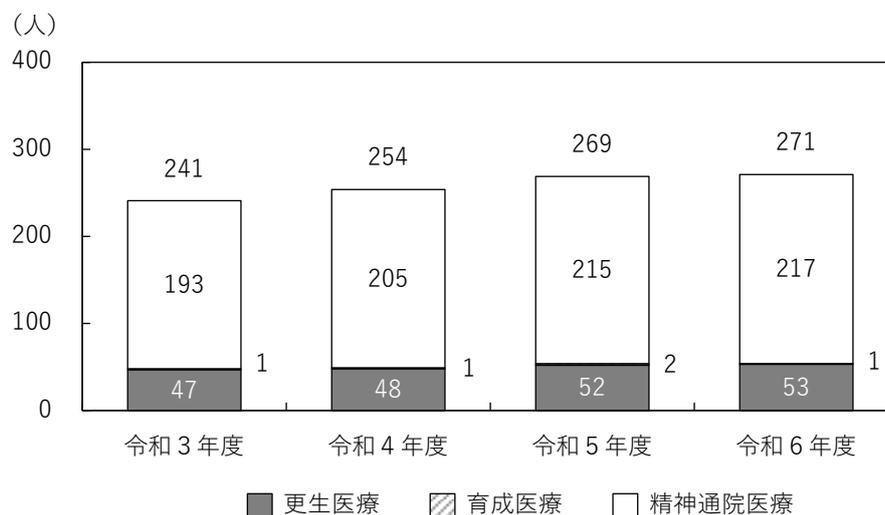


資料：教育委員会（各年度4月1日時点）

(4) 自立支援医療費の受給者数

自立支援医療費の受給者数は年々増加しており、令和6年度には 271 人となっています。種類別に見ると、各年度とも精神通院医療が最も多く、次いで更生医療が多くなっています。

■自立支援医療費の受給者数の推移



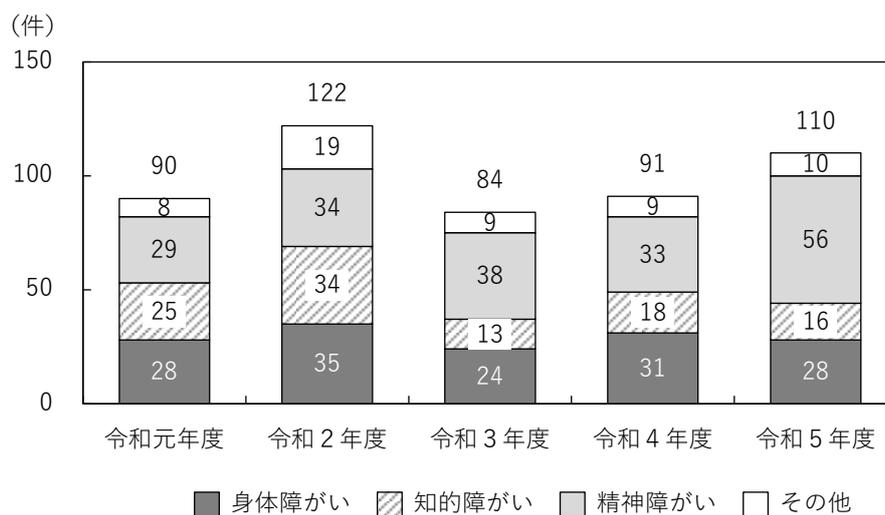
資料：福祉課、健康推進課（各年度4月1日時点）

(5) 仕事について

①新規求職申込数

新規求職申込数は、令和2年度の122件をピークに令和3年度には減少に転じましたが、再び増加しており、令和5年度は110件となっています。

■新規求職申込数の推移



※各月の合計

※就業中・保留中の人の再求職を含む

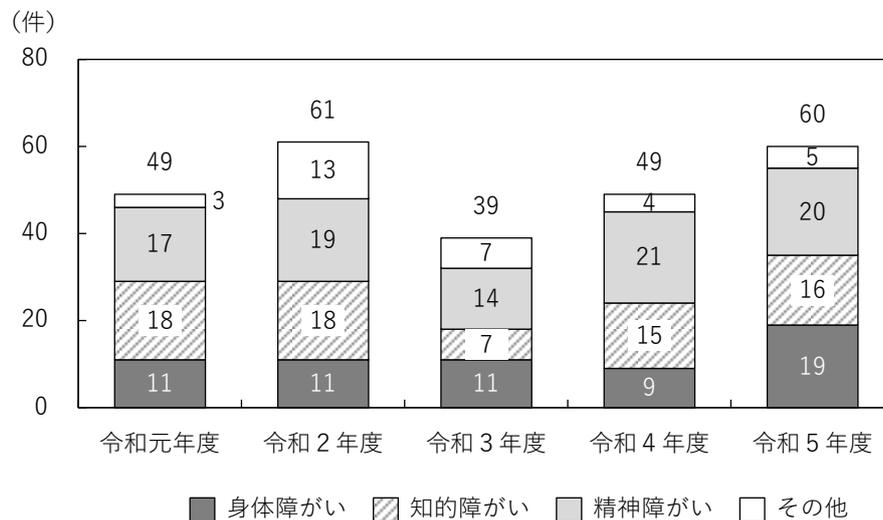
※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計

資料：ハローワーク調べ

②就職件数

就職件数は、令和2年度の61件をピークに令和3年度には減少に転じましたが、再び増加しており、令和5年度は60件となっています。

■就職件数の推移



※各月の合計

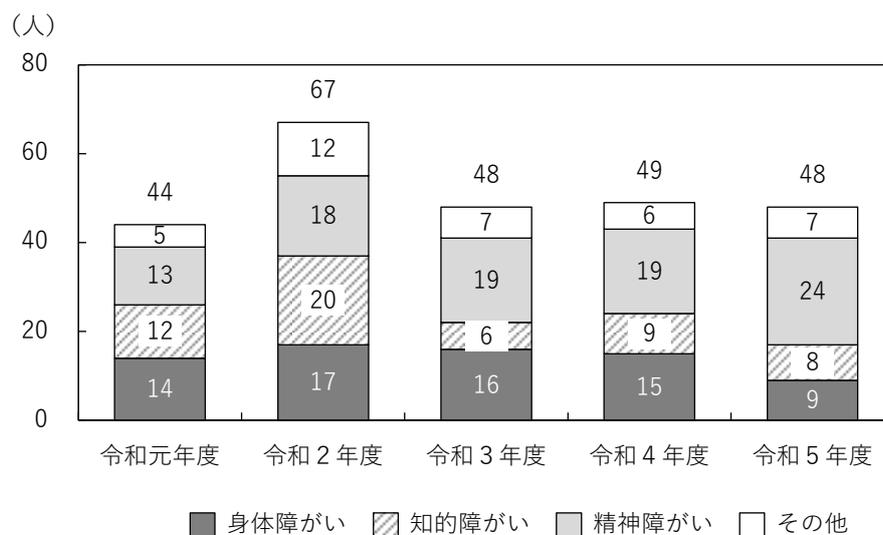
※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計

資料：ハローワーク調べ

③新規登録者数

新規登録者数は、令和3年度以降横ばいで推移しており、令和5年度は48人となっています。

■新規登録者数の推移



※各月の合計

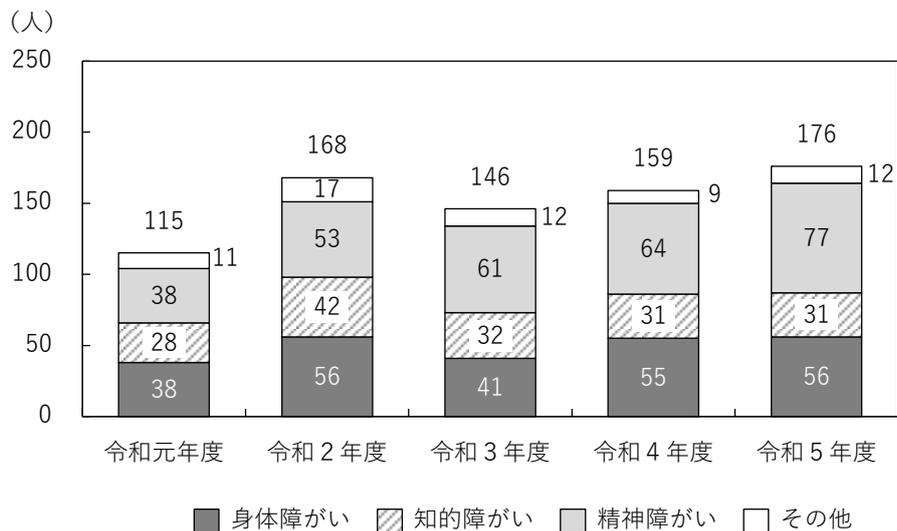
※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計

資料：ハローワーク調べ

④有効求職者数

有効求職者数は、令和2年度から令和3年度にかけて減少しましたが、令和4年度には増加に転じ、令和5年度は176人となっています。

■有効求職者数の推移



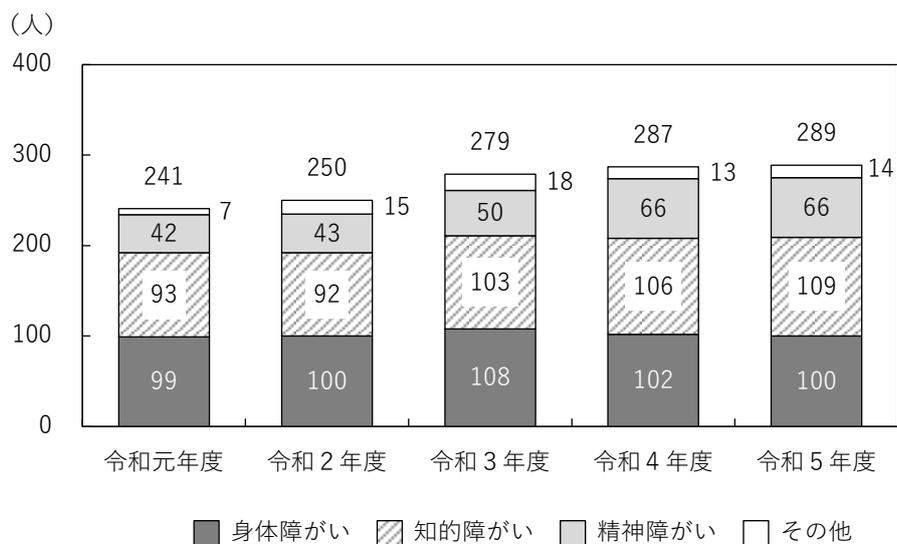
※年度末現在登録者数

※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計
資料：ハローワーク調べ

⑤就業中の人

就業中的人是年々増加しており、令和5年度は289人となっています。

■就業中の人



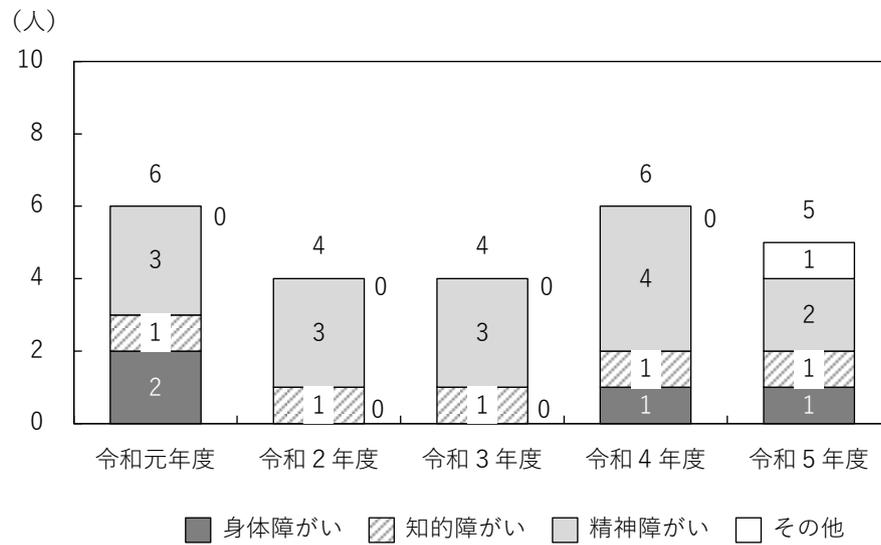
※年度末現在登録者数

※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計
資料：ハローワーク調べ

⑥保留中の人

保留中の方は、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和5年度は5人となっています。

■保留中の方の推移



※年度末現在登録者数

※数値は、ハローワーク湯浅管内（有田市・湯浅町・有田川町・広川町）の合計

資料：ハローワーク調べ

2 アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査の概要

調査の目的	本調査は、障がいのある方々の実情やニーズを把握し、「第3期湯浅町障がい者基本計画」策定の基礎資料として障がい者施策及び障がい福祉の推進を図ることを目的に実施しました。
調査設計	・調査対象者：湯浅町に居住している障害者手帳をお持ちの方、 自立支援医療を受給中の方(無作為抽出) ・調査期間：令和6年8月8日(木)～8月20日(火) ・調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
564 件	249 件	44.1%

調査結果の見方

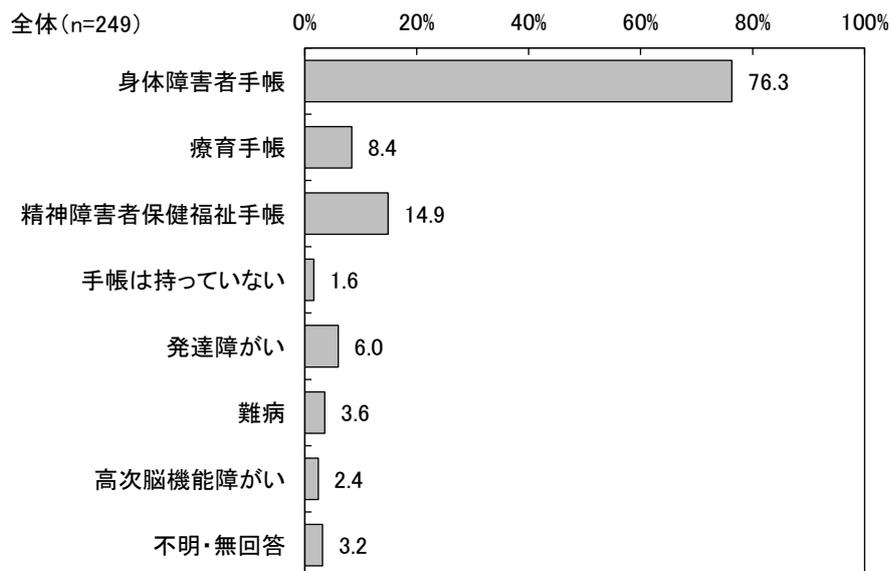
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

調査対象者（アンケートのあて名となっている方）について

①手帳の所持状況や障がいについて〈複数回答〉

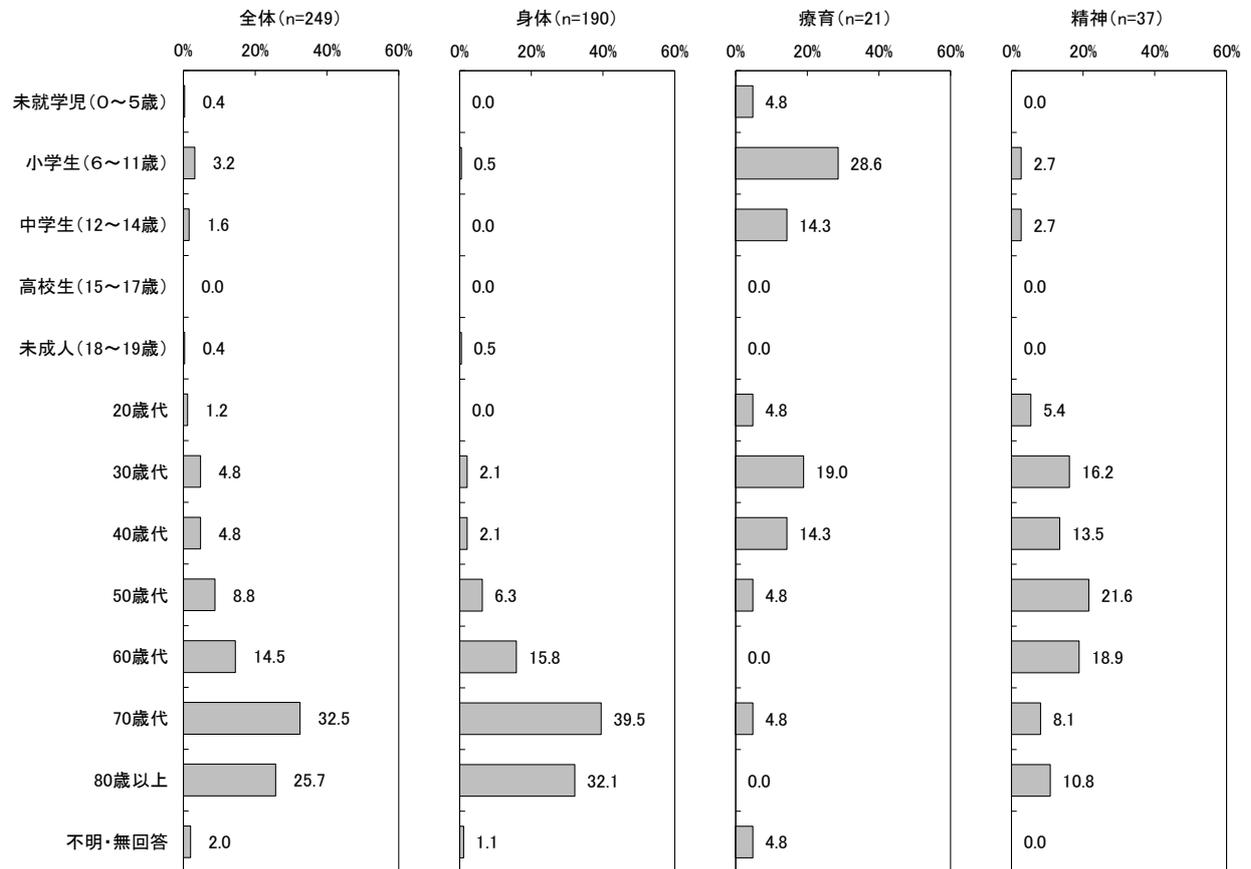
身体障害者手帳所持者は 76.3%、療育手帳所持者は 8.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 14.9%となっています。



②年齢（令和6年1月1日現在）〈数量回答〉

全体では「70歳代」が32.5%と最も高く、次いで「80歳以上」が25.7%、「60歳代」が14.5%と、高齢化がみてとれます。

所持手帳別にみると、身体では「70歳代」、療育では「小学生(6～11歳)」、精神では「50歳代」が最も高くなっています。

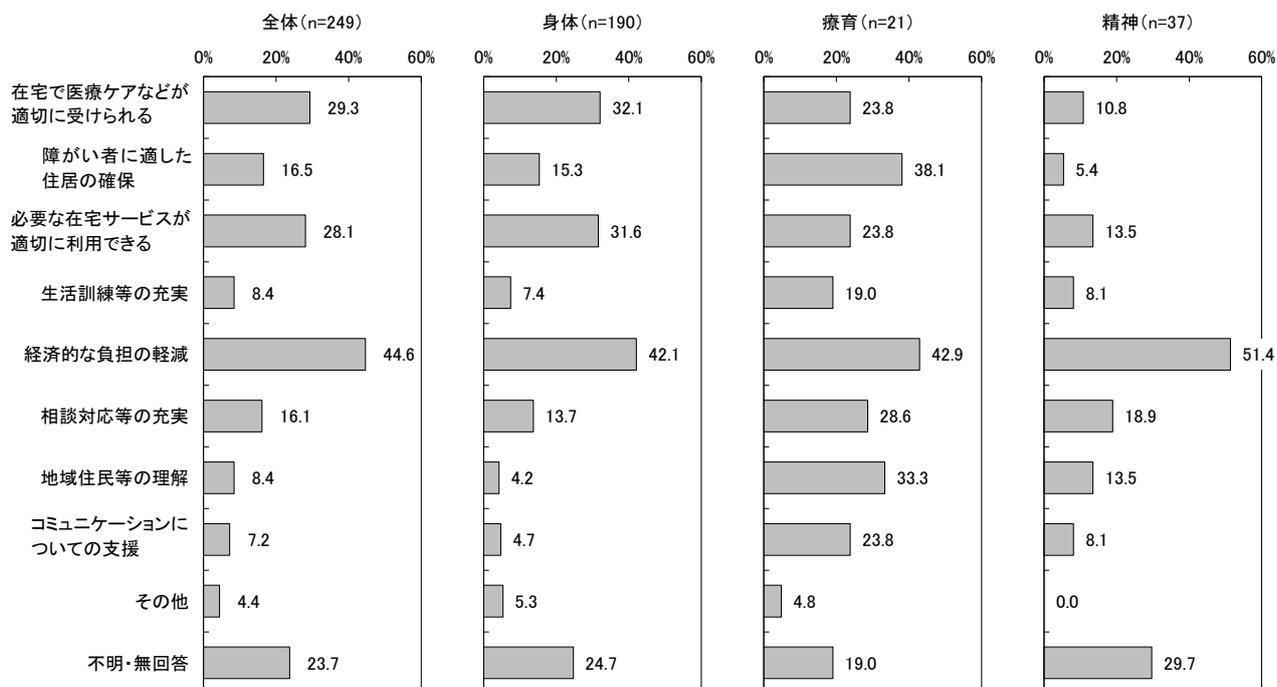


現在の生活について

③地域で生活するために必要な支援〈複数回答〉

全体では「経済的な負担の軽減」が44.6%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」が29.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が28.1%となっています。

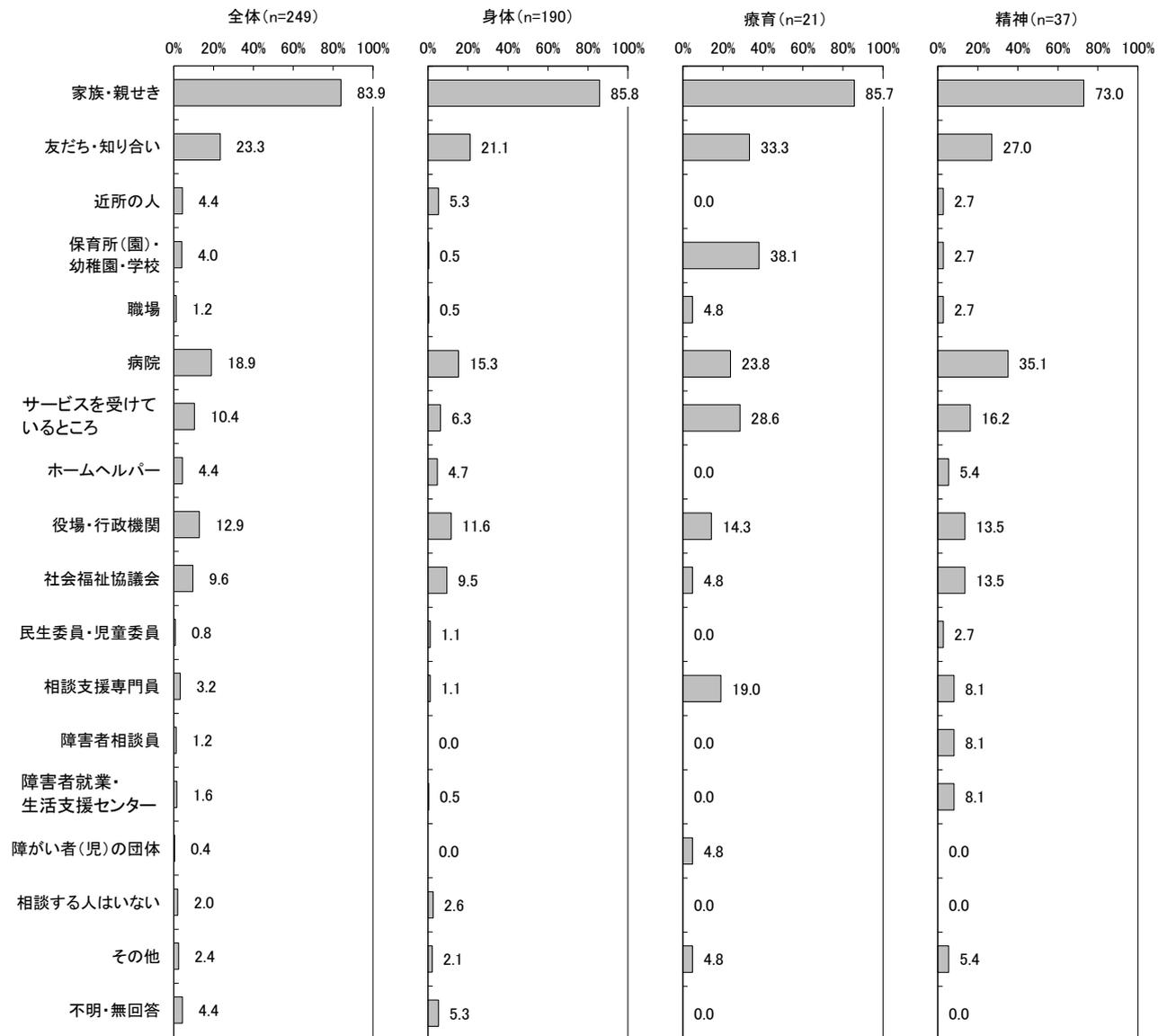
所持手帳別にみると、いずれの区分も「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。



④悩みや困ったことを相談する相手〈複数回答〉

全体では「家族・親せき」が 83.9%と最も高く、次いで「友だち・知り合い」が 23.3%、「病院」が 18.9%となっています。

所持手帳別にみると、いずれの区分も「家族・親せき」が最も高くなっています。

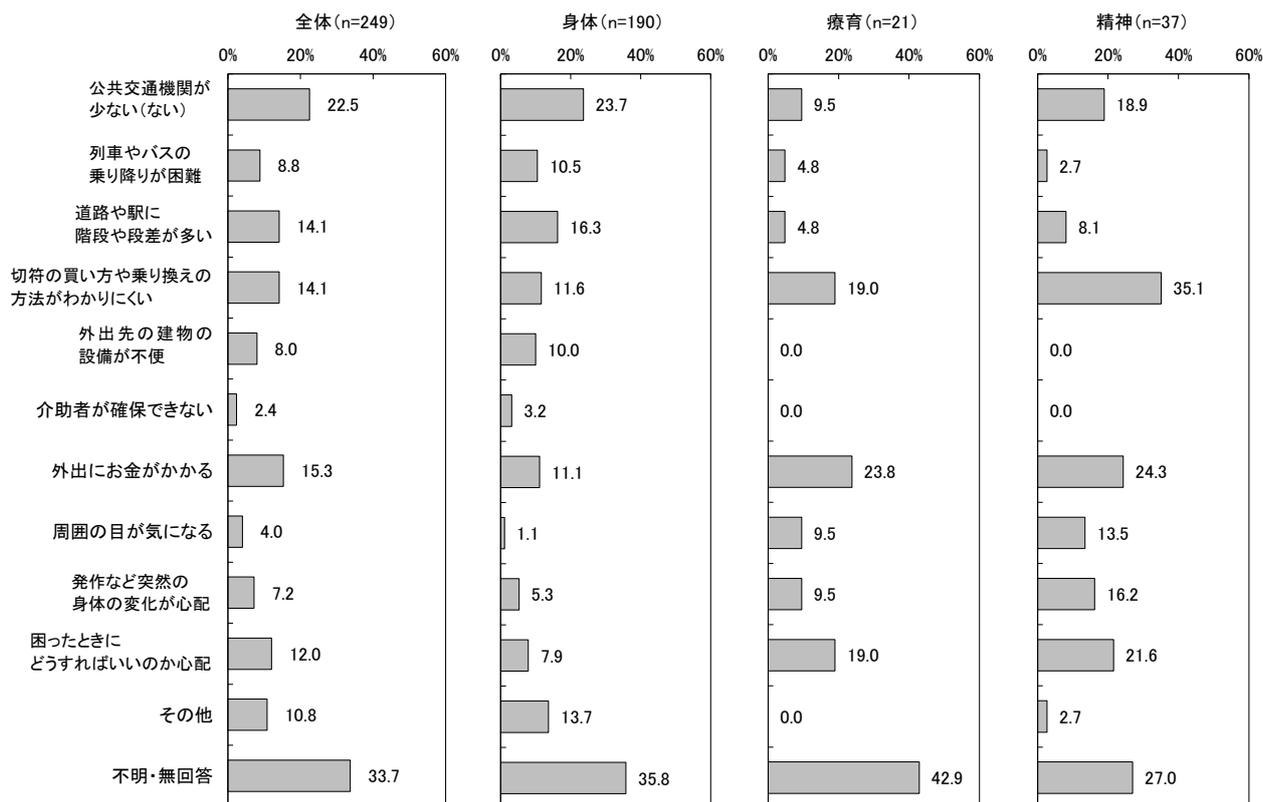


外出について

⑤外出するときに困ること〈複数回答〉

全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が 22.5%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」が 15.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」が 14.1% となっています。

所持手帳別にみると、身体では「公共交通機関が少ない(ない)」、療育では「外出にお金がかかる」、精神では「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」が最も高くなっています。

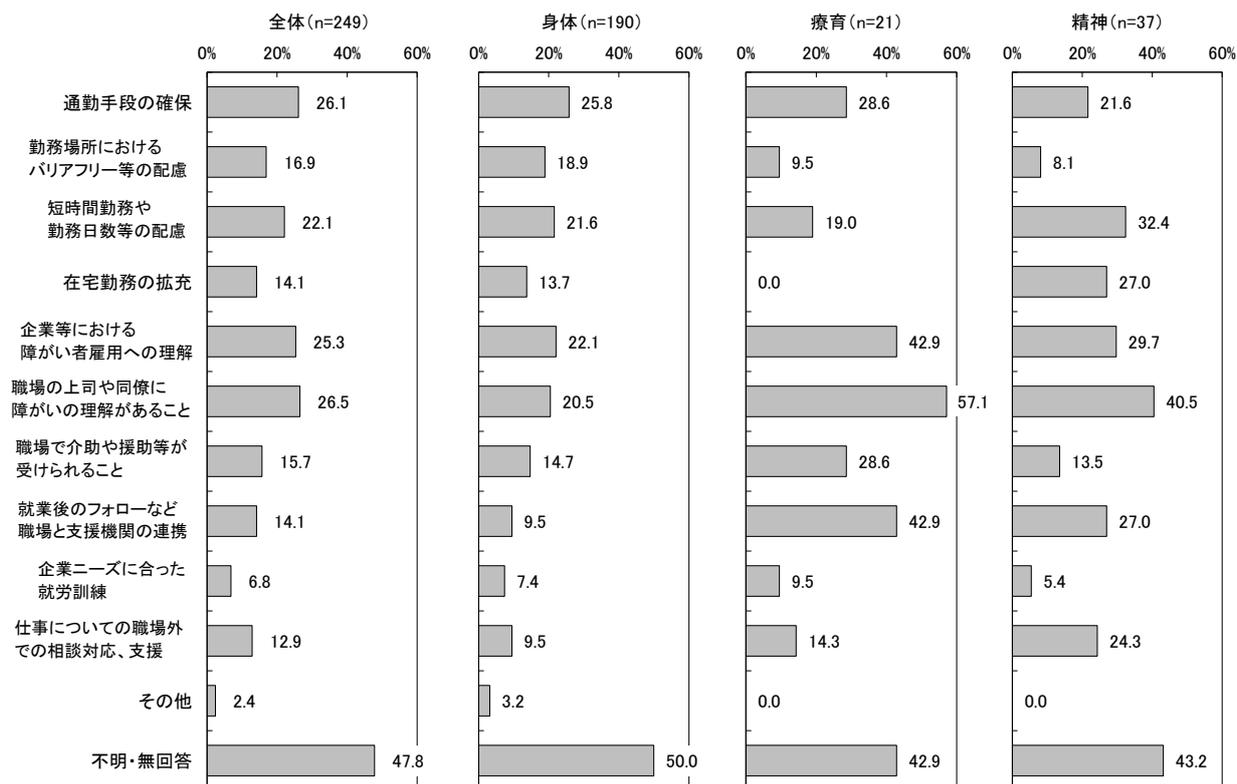


仕事について

⑥障がいのある人の就労支援で必要だと思うこと〈複数回答〉

全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が26.5%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が26.1%、「企業等における障がい者雇用への理解」が25.3%となっています。

所持手帳別に見ると、身体では「通勤手段の確保」、その他の区分では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。

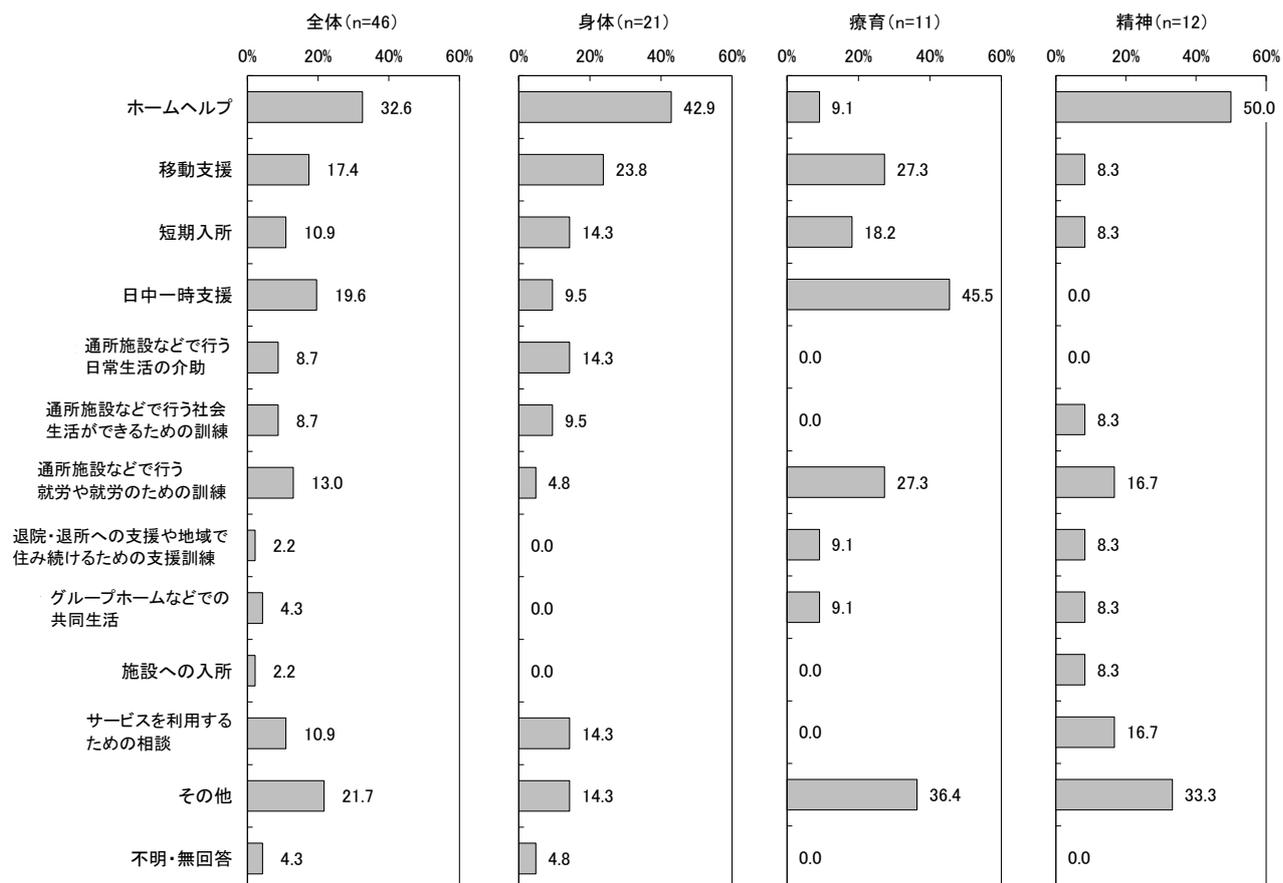


障がい福祉サービスなどについて

⑦現在利用しているサービス〈複数回答〉

全体では「ホームヘルプ」が 32.6%と最も高く、次いで「その他」が 21.7%、「日中一時支援」が 19.6%となっています。

所持手帳別にみると、療育では「日中一時支援」、その他の区分では「ホームヘルプ」が最も高くなっています。

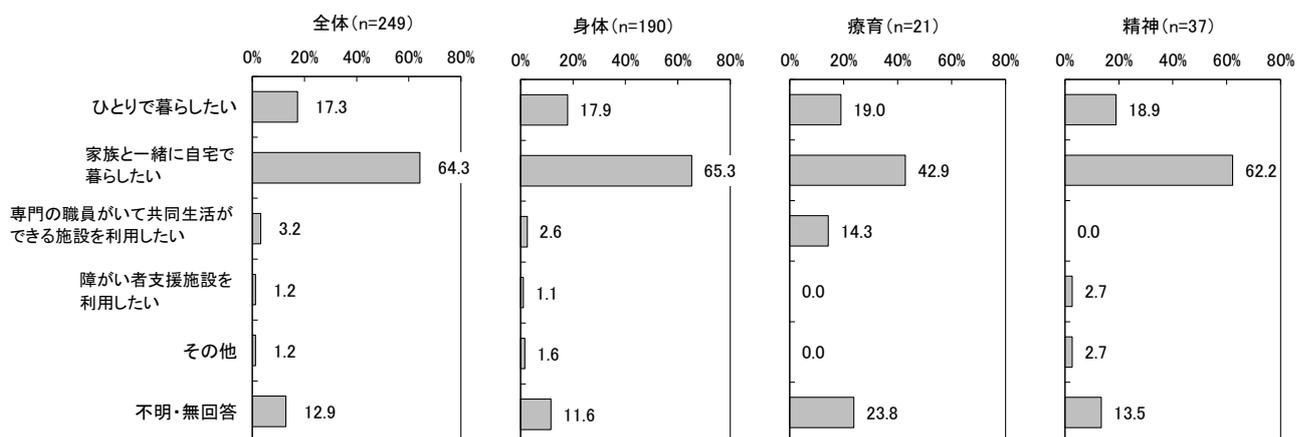


今後の生活について

⑧ 今後どのように暮らしたいか 〈単数回答〉

全体では「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が 64.3%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が 17.3%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい」が 3.2%となっています。

所持手帳別にみると、いずれの区分も「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。

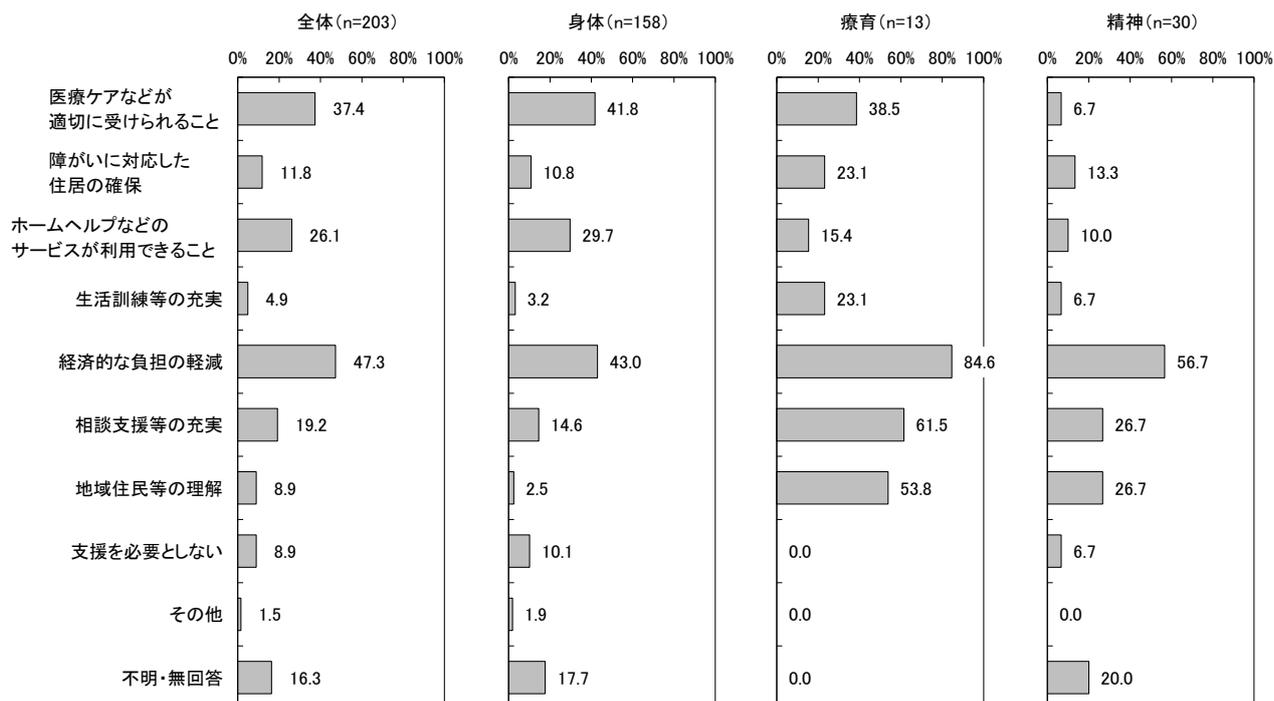


⑨ (⑧で「ひとりで暮らしたい」または「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と回答した方)

在宅で暮らす際にあればよいと思う支援 〈複数回答〉

全体では「経済的な負担の軽減」が 47.3%と最も高く、次いで「医療ケアなどが適切に受けられること」が 37.4%、「ホームヘルプなどのサービスが利用できること」が 26.1%となっています。

所持手帳別にみると、いずれの区分も「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

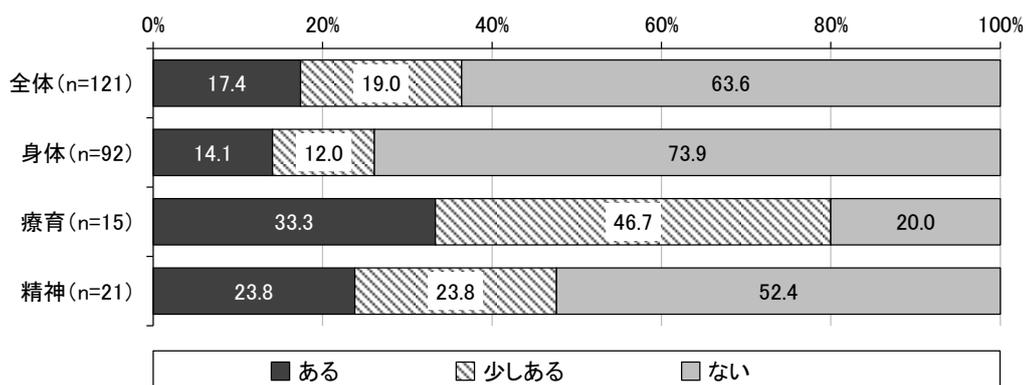


障がいへの理解・権利擁護について

⑩障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか〈単数回答〉

全体では「ない」が 63.6%と最も高く、次いで「少しある」が 19.0%、「ある」が 17.4%となっています。

所持手帳別にみると、『ある（「ある」と「少しある」の計）』は身体で 26.1%、療育で 80.0%、精神で 47.6%となっています。



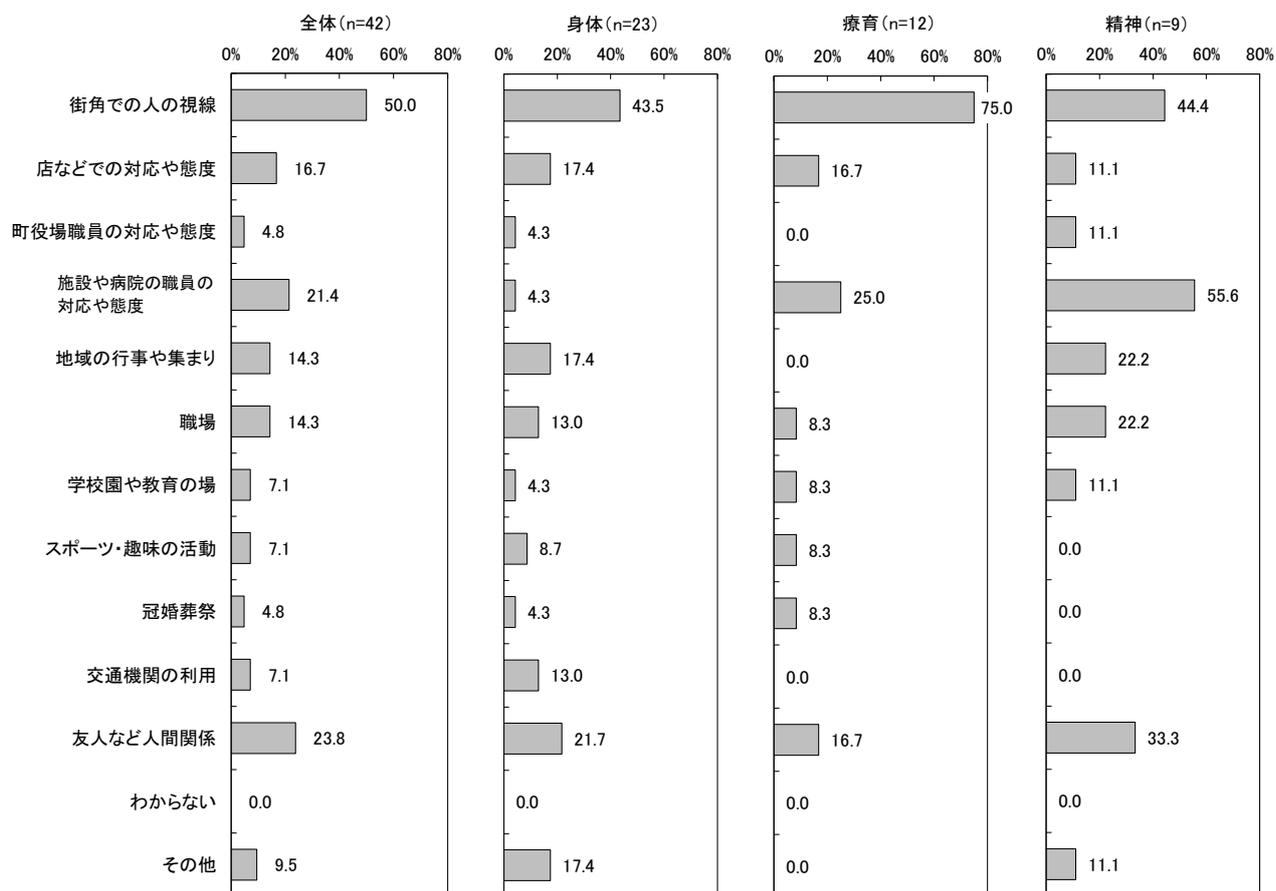
※不明・無回答を除く

⑪ (⑩で「ある」または「少しある」と回答した方)

どのようなときに感じたか〈複数回答〉

全体では「街角での人の視線」が 50.0%と最も高く、次いで「友人など人間関係」が 23.8%、「施設や病院の職員の対応や態度」が 21.4%となっています。

所持手帳別にみると、精神では「施設や病院の職員の対応や態度」、その他の区分では「街角での人の視線」が最も高くなっています。

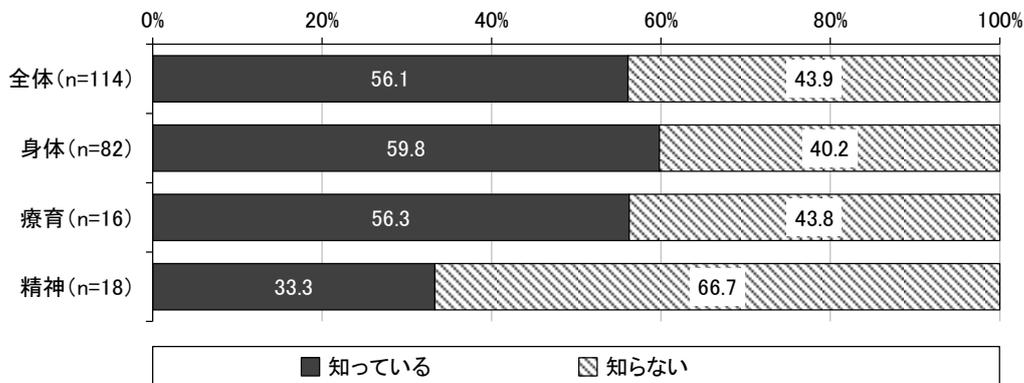


※不明・無回答を除く

⑫ 成年後見制度の認知状況と今後の利用意向〈単数回答〉

全体では「知っている」が 56.1%、「知らない」が 43.9%と、4割以上が成年後見制度について知らないと回答しています。

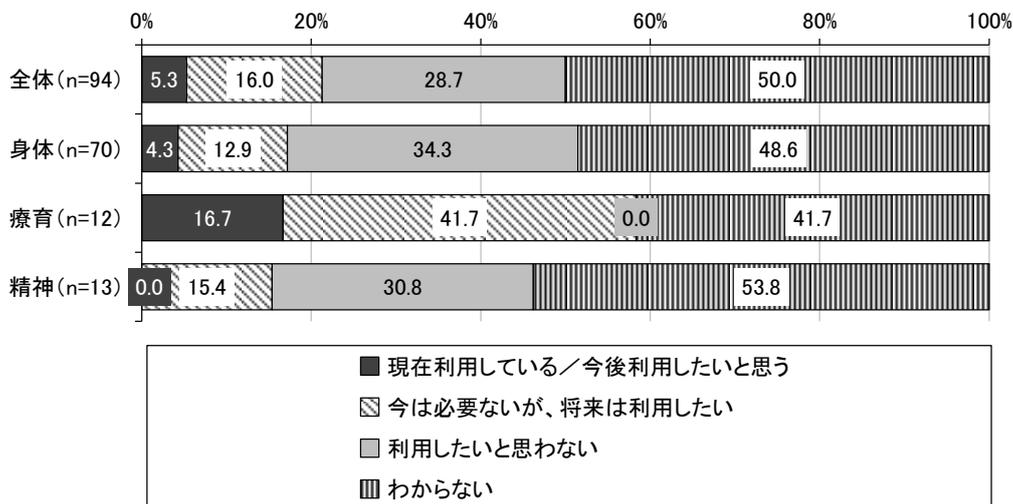
所持手帳別にみると、精神では「知らない」、その他の区分では「知っている」が高くなっています。



※不明・無回答を除く

今後の利用意向についてみると、全体では「わからない」が 50.0%と最も高く、次いで「利用したいと思わない」が 28.7%、「今は必要ないが、将来は利用したい」が 16.0%となっています。

所持手帳別にみると、療育では「今は必要ないが、将来は利用したい」「わからない」、その他の区分では「わからない」が最も高くなっています。



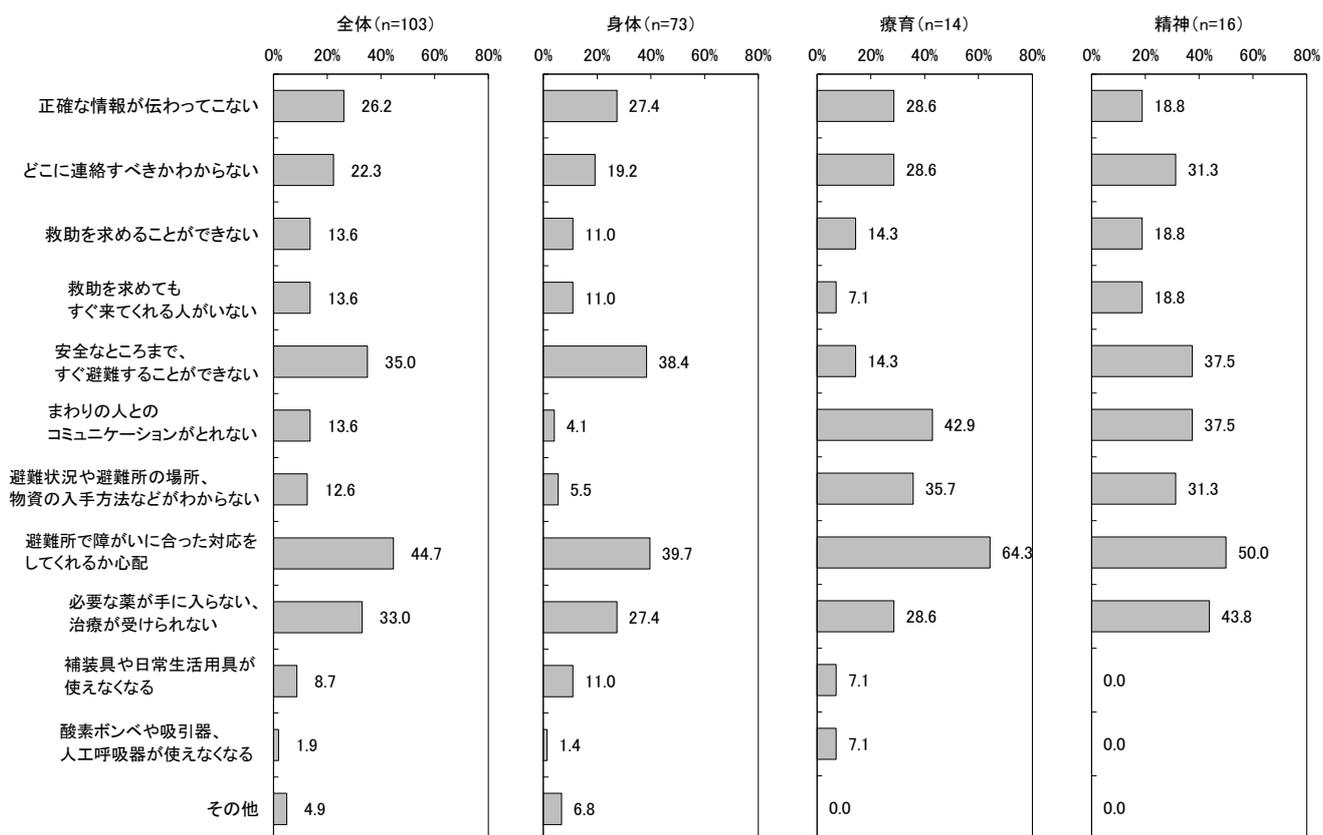
※不明・無回答を除く

災害時の避難などについて

⑬大きな災害が起きた場合に心配なこと〈複数回答〉

全体では「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配」が44.7%と最も高く、次いで「安全なところまで、すぐ避難することができない」が35.0%、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が33.0%となっています。

所持手帳別にみると、いずれの区分も「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配」が最も高くなっています。

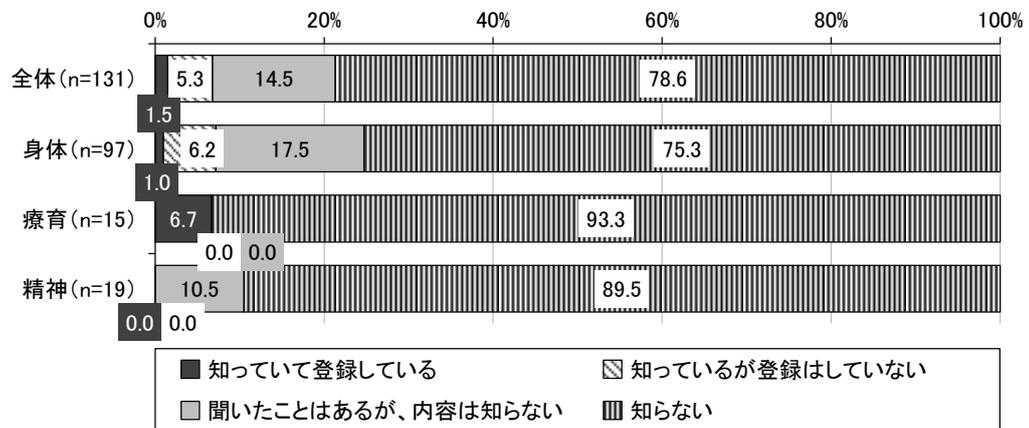


※不明・無回答を除く

⑭災害時要援護者支援制度の認知状況〈単数回答〉

全体では「知らない」が78.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が14.5%、「知っているが登録はしていない」が5.3%となっています。

所持手帳別にみると、いずれの区分も「知らない」が最も高くなっています。



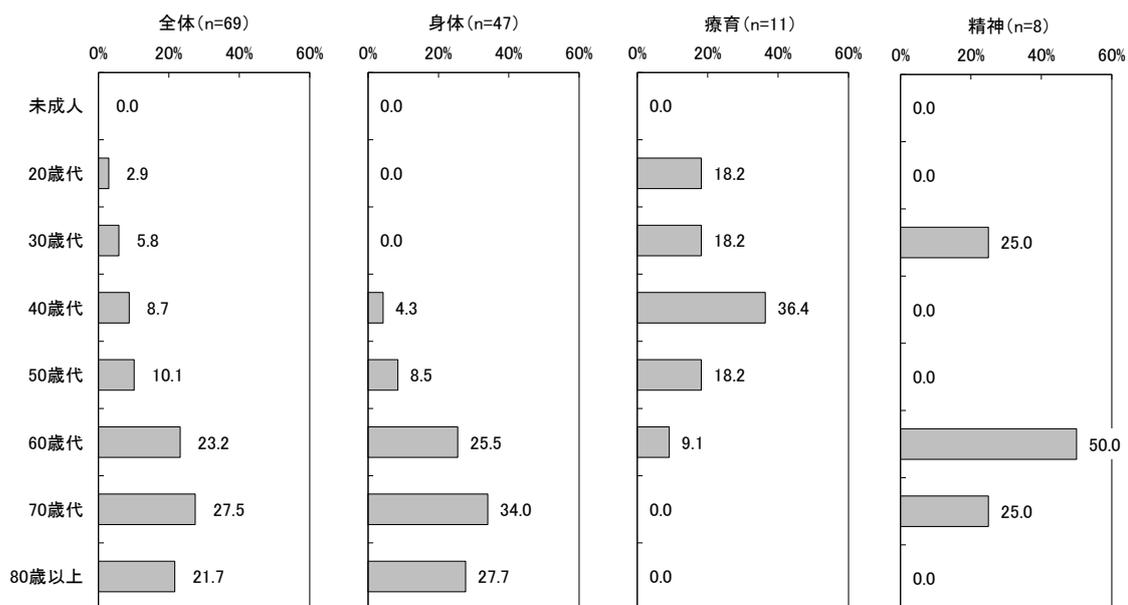
※不明・無回答を除く

主な介助者について

⑮ 介助者の年齢（令和6年1月1日現在）〈数量回答〉

全体では「70歳代」が27.5%と最も高く、次いで「60歳代」が23.2%、「80歳以上」が21.7%と、高齢化がみてとれます。

所持手帳別にみると、身体では「70歳代」、療育では「40歳代」、精神では「60歳代」が最も高くなっています。

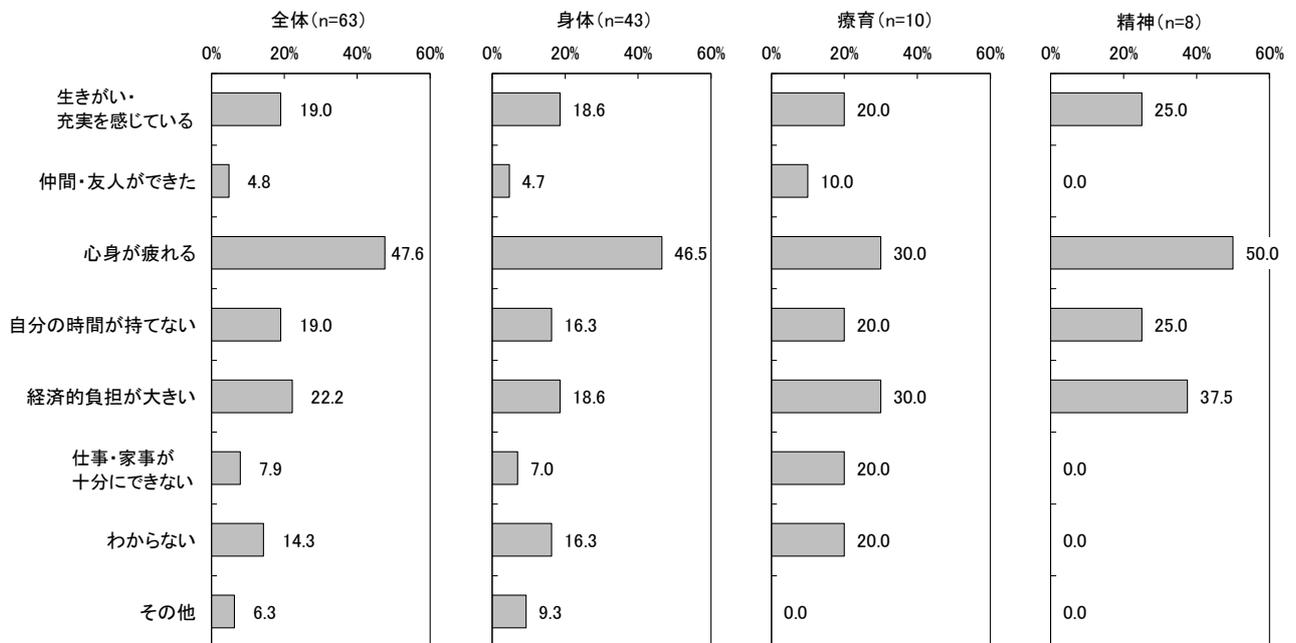


※不明・無回答を除く

⑩ 介助に関して感じていること 〈複数回答〉

全体では「心身が疲れる」が 47.6%と最も高く、次いで「経済的負担が大きい」が 22.2%、「生きがい・充実を感じている」「自分の時間が持てない」が 19.0%となっています。

所持手帳別にみると、療育では「心身が疲れる」「経済的負担が大きい」、その他の区分では「心身が疲れる」が最も高くなっています。



※不明・無回答を除く

3 団体ヒアリング調査結果からみる本町の状況

(1) 調査の概要

調査の目的	本調査は、障がい者施策に関わりのある団体に障がいのある方を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などをお聞きし、「第3期湯浅町障がい者基本計画」策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。
調査設計	・調査対象者：町内の障がい者施策に関連する団体 ・調査期間：令和6年8月15日(木)～令和6年8月30日(金) ・調査方法：郵送配布またはメール

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
7件	7件	100%

(2) 調査結果の概要

団体の活動について

①活動の中で感じる「地域の課題」

- ・少子高齢化に伴い、医療や介護が必要な高齢者は増加しており、医療・福祉・行政を含めた包括的な連携が必要である。(有田医師会)
- ・有田地域でのさらなる在宅医療の環境整備は不可欠であるが、訪問診療を実施している医療機関が少ない。(有田医師会)
- ・グループホームや短期入所の利用について他圏域の事業所に頼ることが多い。(有田圏域基幹相談支援センターあねっと)
- ・自立生活の場としてのグループホームは、潜在的な需要に対して圏域内でまだまだ供給不足を感じる。また、福祉サービスにつなげる相談支援系に関しては、主として事業者の不足・人員不足により、必要な対応、きめ細かいフォローにまで手が回りきらないように感じる。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・障がいのある人の家族の高齢化、介護サービスとの連携の必要性。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)

②団体が活動する上での課題や問題点

- ・今後地域の人口減少に伴う医療需要の低下が見込まれ、会員医師の高齢化、減少及び組織力の低下が危惧される。(有田医師会)
- ・両親の高齢化がすすみ、通院時の介助・車での移動が不安になるが、民間タクシーの台数も少ないので不安。(湯浅町障がい児者父母の会)
- ・会員の高齢化、入会者が少ない。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・人材確保の問題。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)

③障がいのある人が福祉サービスなどを利用する上で、困っていることや不便に感じていること

- ・学校就学時の特別支援教育への理解。(湯浅町小中学校長会)
- ・交通手段等がないなど、サービスの提供場所へのアクセスが悪いことがある。(有田医師会)
- ・費用負担が理由でサービス利用を躊躇している場合がある。(有田医師会)
- ・親の高齢化で車の運転ができなくなった時の通院の引率。民間タクシーが少ない。(湯浅町障がい児者父母の会)
- ・同行援護や移動支援を受ける時、運転手不足でタクシーがなく、事前の予約もできず移動に大変困る。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・利用手続き(マイナンバーなど必要)が難しい、煩雑。どこに相談していいのかわからない人がいる。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・移動支援の事業所が少ない。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・障がい福祉サービスを知らない方もいる。また、障がいの特性(視覚・聴覚等)により、必要な情報を入力できないことがある。(湯浅町社会福祉協議会)

相談支援について

④障がい者施策に関する町の相談体制について望むこと

- ・就学前の児童・保護者の悩みや困りごとの相談対応、医療施設の充実。(湯浅町小中学校長会)
- ・ホームページで公開すれば十分な情報提供をしているということにはせず、インターネットに詳しくない方も情報を得やすいように配慮を忘れないでほしい。特に障がいのある方は多方面からアプローチしていかないとニーズを把握しにくいと思われまます。(有田医師会)
- ・すでに取り組まれていることと思いますが、町に特定相談支援事業所がありませんので、窓口で基本相談など一部その機能を担っていただければと思います。(有田圏域基幹相談支援センターあねっと)
- ・精神障がい者や、ひきこもり、中途障がいの方の相談窓口の充実。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・障がい相談員との連携強化。(湯浅町社会福祉協議会)

合理的配慮について

⑤合理的配慮がなされていない、差別を感じる場面

- ・学校施設のバリアフリーなど。(湯浅町小中学校長会)
- ・通常の知的障がいと同様に制度に含まれない程度の軽度知的障がいのある方の自立支援が行き届いていないのではないかと。特に支援学校卒業後、親の保護がないと暮らせていないのではないかと。(有田医師会)
- ・意思疎通の可能な者には、それぞれの方法で情報を伝えてほしい。たとえば、視覚障がい者には言葉や点字・拡大文字、テキストデータなど、聴覚障がい者には手話や文字での情報、筆談などといった配慮が必要だと思う。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・給料が安い。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・作業所やグループホームを建てると地域の人から反対されることがある。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)

⑥差別の解消に向け、町とともに取り組めること

- ・特別支援教育の充実。(湯浅町小中学校長会)
- ・家族だけに負担を押し付けず、地域の企業や事業所等の協力を得ながら仕事を提供したり、地域社会で受け皿を用意する作業に協力したい。支援学校卒業後は親と離れ、地域で単身暮らせる環境をつくらないと親の不安は永続的になってしまう。(有田医師会)
- ・事例を通して、課題を共有し解決策を出し合うこと。(有田圏域基幹相談支援センターあねっと)

災害時の支援について

⑦災害時の避難行動や避難生活において、障がいのある人への支援としてできること

- ・学校施設の開放。(湯浅町小中学校長会)
- ・災害において、その規模や状況により対応できることは限られており、まず障がいのある人のいる家族が避難行動や避難場所を決めシミュレーションしておくことが重要です。また、海に面している湯浅町として、南海トラフ地震等発生時の障がいのある人の避難や医療対策などについて、医療側と情報共有したり話し合っておくことが必要だと思います。(有田医師会)
- ・災害時要援護者登録へのおすすめ。障がいのある方の避難行動や避難生活についての事前の勉強会(希望)。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・災害時には、障がいのある方の避難先として福祉避難所の開設を行う。ヘルパー支援を行う。(湯浅町社会福祉協議会)

制度の谷間にある方への支援について

⑧支援につながっていない障がいのある人に対し、団体としてできればよいと思う支援

- ・就学後の生徒への相談体制の充実。(湯浅町小中学校長会)
- ・障がいのある人だけでなく、その家族の身体的・精神的負担は大きい。障がいのある人の周辺にも目を向け、関わりをもつことで、制度が行き届かない方々の負担感を認識することができると思われれます。ヤングケアラーも含めた、介護者の負担軽減対策を充実させてほしいです。(有田医師会)
- ・福祉の担当の方の説明だけでなく、当協議会(実際の当事者)も加わり「何に困る」とか、「どのサービスで大変助かる」など、体験談も踏まえ気軽に話せる場があれば伝わりやすいのでは？(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・潜在している障がいのある方の発掘、課題把握。その後、安心して生活ができる環境整備やサービス利用に繋げる。新たな社会資源の開発。障がいサービスに関するきめ細かい情報発信。(湯浅町社会福祉協議会)

地域共生社会の実現について

⑨地域共生社会の実現に向けて団体としてできること

- ・学校運営協議会を活用した地域とともにある取り組み。(湯浅町小中学校長会)
- ・当事者ならではの生の声を発信することができる。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・町でのイベントに積極的に参加して作業所のことを知ってもらう。作業所でイベントを行い、地域の方に来ていただく。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・地域活動を行う団体・企業の把握や団体・企業との連携、協働による事業の企画・実施。町民に社協や団体・企業を見える化する。地域共生社会に向けた啓発活動。(湯浅町社会福祉協議会)

障がい者施策について

⑩障がい者施策を進める上で、特に重点的に取り組むべき課題や事柄

- ・インクルーシブ教育の充実。(湯浅町小中学校長会)
- ・湯浅町に限ったことではありませんが、ネグレクト、虐待などの問題事例には障がいのある人が含まれる家庭に多い印象があります。特に親子ともに高齢化してくると顕在化してくる傾向にあり、こういった家庭が孤立せず、誰かが見守り関わることのできる仕組みづくりが急務と考えます。(有田医師会)
- ・親の高齢化に伴い、子どもたちの将来が心配。兄弟も少なく、親亡き後の障がいを持った我々の子どもたちが不自由なく生活していけることを願います。(湯浅町障がい児者父母の会)
- ・障がい者が安心して働けるよう「重度障害者等就労支援特別事業」の早急の検討を望みます。「自立」だとか「社会参加」だとかいっても、障がい者が一歩社会に出るとバリアだらけであります。特に就労に関しては、障がいのあるなしで大きな「差」が生まれてきます。その「差」を少しでも埋める役割が「重度障害者等就労支援特別事業」だと思います。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けられるようにする仕組みづくり(例 老人ホームで障がい者が日中一時、生活介護、短期入所が利用できる、受けられるなど)。(有田圏域基幹相談支援センターあねっと)
- ・生活の場(入所施設、グループホームなど)を増やす取り組みを進めてほしい。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・災害時における避難や安全確保について。(湯浅町社会福祉協議会)
- ・移送などのサービス確保。(湯浅町社会福祉協議会)

⑪町全体をみたときに、不足していると思われる（障がいに関する）サービスや支援

- ・医療施設など。(湯浅町小中学校長会)
- ・高齢者や障がいのある人の通院サービス。(有田医師会)
- ・移動に関する支援。(湯浅町身体障がい者福祉協議会)
- ・入所・短期入所施設、グループホーム。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・ひきこもりの方の居場所、ひきこもりの方の実態調査。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・放課後等デイサービス。(社会福祉法人 有田つくし福祉会)
- ・就労場所。(湯浅町社会福祉協議会)

4 第2期計画の取り組み状況

基本目標1 地域で安心・安全に暮らせるための環境づくり

分野1：広報・啓発活動、差別解消に向けた取り組み

施策の方向性	第2期計画の取り組み状況
広報・啓発活動の充実	平成29年8月に町職員による全盲の方に対する差別事件が発生したことを受け、平成30年度は啓発テーマを「障がい者の人権」に、また、「第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」の開催を受け、令和3年度は「障がいのある人の人権」を啓発テーマに、人権尊重委員会と連携した町民人権学習会や人権啓発映画上映会、人権講演会の開催や、障がい福祉サービス作業所による物品の販売等を通して、住民の障がいに対する理解の促進を図りました。
学習会の充実	自立支援協議会の権利擁護部会や和歌山県の差別解消協議会に参加し、障がい関係機関に障がいのある人の権利に関する啓発や研修を行いました。
差別のない社会づくりに向けた環境整備	毎年、社会福祉協議会と共に小学生を対象とした出張授業を行い、障がいのある人への理解の促進に取り組んでいます。

分野2：防災・防犯に備えた環境整備

施策の方向性	第2期計画の取り組み状況
防災・防犯の強化	防災行政無線の更新と同時に防災アプリ「ゆあさポート」を開発し、防災無線の内容を文字と音声で伝えるよう変更しました。また、コロナ禍における避難訓練などでは、配慮が必要な方が避難してきた時のシミュレーションも行いました。
災害時要援護者への支援体制の構築	災害時避難行動要支援者個別避難計画について、各区での作成を進めており、3地区で作成済みとなっています。
自主防災組織の設置	47地区中44の行政区で設置済みとなっています。

分野3：バリアフリー化の充実

施策の方向性	第2期計画の取り組み状況
安心で暮らしやすいまちづくりの推進	收音機付き軟骨伝導イヤホンの導入やエレベーターチェアの設置など、誰もが利用しやすい環境の整備に努めています。 コミュニティバスの運行や買い物支援サービスについては、実施できていない状況です。

分野4：情報アクセシビリティの向上

施策の方向性	第2期計画の取り組み状況
情報バリアフリーの推進	令和3年度にホームページの大幅リニューアルを実施し、閲覧補助機能として文字サイズの拡大機能や背景色変更機能を設けたほか、求める情報にたどり着きやすくなるようカテゴリー構成を見直しました。また、広報紙については、ホームページで読み上げソフトに対応したデータの掲載、音声版CDの配布などを継続し、利用者のニーズに応じた情報提供に取り組んでいます。

基本目標 2 自立した地域生活の支援

分野 5：保健・医療の充実

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
緊急時の受け入れ体制の確保	医療機関や医師会との連携を図り、緊急時の搬送体制を維持しています。
医療機関などに関する情報提供・相談体制の充実	相談員を通じ、保健所や医療機関など関係機関との連携を図っています。また、精神障がいの場合は保健所の精神保健福祉士とも連携しています。
健康教育・健康相談の実施	週1回の健康相談や、月1回程度さまざまな健康課題をテーマにした健康教育を実施しているほか、町内のさまざまな場所でウォーキング教室も実施しています。また、運動指導士による専門的な指導も行える環境づくりに取り組みました。

分野 6：福祉サービスの充実

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
訪問系サービスの充実	相談員などを通じた申請に基づき、障がいのある人一人ひとりの特性に応じた必要なサービスを提供しています。
日中活動系サービスの充実	近隣市町の事業所に受け入れてもらい、日中活動の場を確保しています。
居住系サービスの充実	有田圏域内におけるグループホームの確保が難しく、圏域外のグループホームにつなげている状況です。
障がいのある人の地域移行支援	医療機関から退院後、自宅やグループホームへ移行できるよう支援しています。

分野 7：相談支援体制の強化

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
町相談窓口の充実	自立支援協議会を通じ、相談員の困りごとを聞いたり、スキルアップのための研修を行っています。また、利用者と相談員の間に入り、円滑にサービスが提供されるよう調整しています。
地域自立支援協議会の運営	自立支援協議会との定期的な会議に参加し、現状の確認や今後の方針などのすり合わせを行っています。また、困難ケースなどについては密に連携を図り、共に解決しています。
地域における相談支援の充実	各担当職員同士が常に情報共有し、間に入ることで、相談員と各委員などの連携を図っています。

基本目標 3 社会参加の促進

分野 8：雇用・就業の支援

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	福祉課内に求人情報の情報提供コーナーを設置しています。また、自立支援協議会の就労部会に参加し、障がい者雇用の促進に取り組んでいます。
企業への支援	障がいのある人の雇用に関する各種支援制度の周知に努め、民間事業者と常に連携をとっています。
職員の資質向上	「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」や合理的配慮に関する職員研修を通じて、職員の資質向上に取り組んでいます。また、自立支援協議会の研修などを通じて、事業所職員のスキル向上を図っています。
就労移行支援事業の利用推進	自立支援協議会の就労部会を通じて、就労移行支援事業の利用促進のため事業の周知を行っています。
就労相談・雇用相談の充実	地域就労相談や障がい者雇用相談の充実に向け、自立支援協議会の就労部会に参加し、関係団体との連携を図っています。

分野 9：障がいのある児童への支援体制の強化

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
発達障害などへの支援	乳幼児健診などにおいて、子どもの成長発達について保護者と共有し、その後のフォローを丁寧に行っています。また、子どもに関わる関係機関との情報連携も密に行い、必要に応じて個別ケース会議などを実施しています。支援が必要なケースについては、保護者の思いに寄り添いながら適切な環境を選択していけるよう支援し、早期発見・早期療育を実現できるよう努めています。
障がいの早期発見・対応	乳幼児健康診査や保健指導を通じて、子どもの発育発達の課題などの早期発見に努め、発達段階において課題がみられる乳幼児の保護者に対しては専門の職員などが実施する発達相談や専門医の受診などを紹介しています。
関係機関との連携による療育体制の充実	障がいのある子どもの状況に応じ、必要な支援について関係機関と連携を図りながら協議を行っています。また、状況に応じて個別ケース会議等を開催し、より密な情報共有を行うとともに、支援内容について検討しています。
身近な地域での療育体制の充実	保健師からの情報提供などにより、障がい児通所支援のサービスにつながっています。発達相談の充実により件数は年々増加しています。有田圏域内の療育施設において、療育が必要な子どもについては概ね適正な時期に必要な療育につなげることができています。

分野 10：教育の充実

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
発達障害児支援の充実	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の状況に応じ、各関係機関と情報共有を行い、支援の内容について協議を行っています。また、必要に応じてケース会議等を開催し、支援内容について検討しています。
教育の充実	わくわくチャレンジ教室において、たちばな支援学校に通う児童が町内小学校に通う児童と同じ内容で体験学習を行うことができるよう、支援しました。 小学校では「総合的な学習」に、中学校では「社会科 公民的分野(人権学習等)」に位置づけて、学習機会を提供しています。地域包括支援センターが実施する「認知症サポーター養成講座」を活用し、小学校高学年の児童が学習しています。(湯浅小、山田小、田栖川小、田村小) また、湯浅町社会福祉協議会による体験学習(車いす、アイマスク、高齢者疑似体験)で学習しています。湯浅小学校では、5年生で福祉学習に取り組んでおり、手話、点字、高齢者疑似体験(サポーター、ゴーグル、チョッキ等を着用)などを行っています。
交流教育の充実	つくし共同作業所の職員をゲストティーチャーにお招きしたり、作業所を訪問し、作業所の方々と交流したりするなど、交流機会の充実を図っています。(湯浅小・5年総合的な学習の時間、コロナ前まで実施) 認知症サポート養成講座をきっかけに、地域包括支援センターと連携をとりながら、総合的な学習の時間を実施しています。(R6 山田小) パラリンピック陸上メダリスト山本篤選手の講演会では、障がい者スポーツや生活について講演をしたのち、生徒との交流機会を持ちました。(H29 湯浅中) 全盲のピアニスト梯剛之さんによる演奏会を実施し、児童との交流機会を持ちました。(H31 湯浅小) 絵本「あたたかな小さい手のリレー」にもなった和歌山市元職員・山崎浩敬さんの講演会を実施し、質疑応答の中で視覚障がいに対する理解を深めました。(R5 山田小)

分野 11：スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進

施策の方向性	第 2 期計画の取り組み状況
スポーツを通じた交流の拡充	県障害者スポーツ大会への参加を通し、障がいのある方々の交流を図っています。
文化活動などを通じた交流機会の拡充	文化祭の出展コーナーに関係団体と連携して出展作品を募り、複数のコーナーを出展しました。
参加しやすい環境づくりの推進	文化祭や公民館でのコンサートなどのイベントの際には前列の一角を障がいのある人のためのスペースにするなど、参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。

5 現状からみた本町の課題

障がいのある人の状況や、各種調査結果、第2期計画の取り組み状況などを踏まえた本町の課題は、以下となります。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるための支援

地域で生活するために必要な支援について、アンケート調査の結果では「経済的な負担の軽減」が4割台半ばと最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」「必要な在宅サービスが適切に利用できる」割合が高くなっています。そのため、障がいのある人が必要なときに必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き近隣市町との連携のもと、障がい福祉サービスの充実を図る必要があります。

また、外出の際に困ることとして「公共交通機関が少ない(ない)」「道路や駅に階段や段差が多い」「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」といった移動に関する困難を抱えている人の割合が高くなっており、移動支援やバリアフリー化などの環境整備が引き続き必要です。

障がいに対する理解促進

アンケート調査の結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験がある人は3割台半ばとなっています。「障害者差別解消法」の改正などを踏まえて、障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる差別や偏見を含む社会的バリアをなくすため、継続して障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を行う必要があります。

また、アンケート調査の結果では、障がいのある人の就労支援で必要だと思うこととして、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「通勤手段の確保」「企業等における障がい者雇用への理解」の割合が高くなっています。働く意欲のある障がいのある人がその適性にに応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がいに対する理解促進をさらに進め、多様な就業の機会を確保するとともに、持続的に働くことのできる環境整備を進めることが必要です。

災害時の対応

本町においては、南海トラフ地震が発生した場合、津波の被害が想定されていますが、本町の障がいのある人の多くは身体障がいのある人であり、高齢者が多くを占めています。また、アンケート調査の結果では、大きな災害が起きた場合に心配なこととして「避難所で障がいに合った対応をしてくれるか心配」の割合が最も高く、所持手帳別にみても同様の結果となっています。一方、災害時要援護者支援制度については約8割の方が「知らない」と回答しています。

災害時要援護者への支援体制の構築に向け、今後も引き続き要援護者名簿の整備と沿岸地区における災害時避難行動要支援者個別避難計画の作成などを進める必要があります。また、自主防災組織の活動促進を図り、地域の防災力を高めることが必要です。

親亡き後の暮らし

当事者本人の高齢化とともに介助者の高齢化が進んでおり、アンケート調査の結果では、介助者の約半数が 70 歳以上となっています。また、成年後見制度についても「知らない」と回答した方が4割を超えています。団体ヒアリング調査においても、介助者の高齢化が問題となっているほか、地域生活の受け皿である入所施設やグループホームなどの整備を求める声が挙がっています。

障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、親が何らかの事情により支援が行えなくなった後や、亡くなった後に備え、各種制度の周知と利用促進のほか、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、町内だけでなく広域での連携により、地域で暮らしていくための基盤整備を進める必要があります。

第3章 障がい者基本計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がいの有無に関わらず、身近な地域において社会参加と自立した生活を送るための環境を整備し、「完全参加と平等」の実現に向け、障がい者施策を展開しています。

本計画においても、これまでの考えを引き続き継承し、誰もが地域において安心して社会参加できる環境の整備とその機会の提供を推進するとともに、障がいのある人が自ら考え、選択し、自立した生活を継続できる諸条件の整備を推進します。

障がいの有無に関わらず、その人らしく暮らすことができるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組むとともに、行政、障がい者団体、各種関係機関、地域住民などが連携・協力し、よりよい湯浅町にしていくために、「ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち ゆあさ ～一人ひとりが輝ける地域へ～」をめざします。

ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 支えあいのまち
ゆあさ
一人ひとりが輝ける地域へ

ノーマライゼーション

障がいのある人が社会の一員として、普通の生活を送り、活動できる社会をめざす。

リハビリテーション

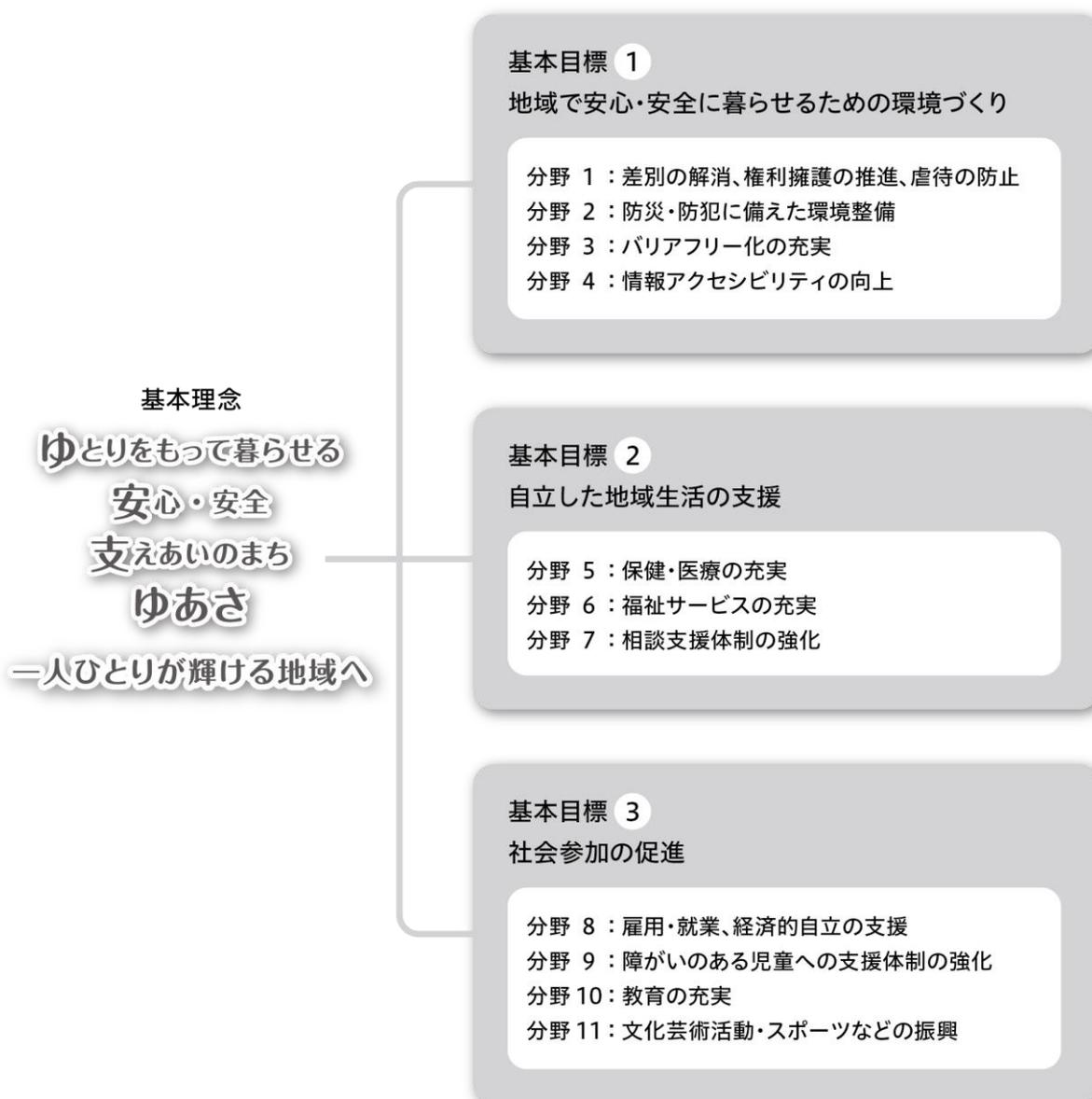
障がいのある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会参加できるようにする。

地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現をめざす。

2 基本目標と施策体系

基本理念の実現に向けて、第2期計画で示した3つの基本目標を継承し、総合的な施策の展開を図ります。



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域で安心・安全に暮らせるための環境づくり

分野 1：差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

施策の方向性
① 広報・啓発活動の充実
<ul style="list-style-type: none">・私たちの社会には、障がい者に関する問題とともに、同和問題をはじめとする子ども・女性・高齢者等に関わるさまざまな問題が残されています。誰もが、誰にも差別されることのない社会の実現に向けて、町としては広報誌やイベント事業などを通じた啓発活動を継続し、障がいについての理解を促進します。・障がいのある人の人権擁護を重点的に啓発する期間を設け、人権尊重委員会と連携しながら町民人権学習会や人権啓発映画上映会、人権講演会を開催し、啓発に取り組みます。・障がいにより判断などが難しい人に対して、消費者被害防止に向けた啓発や成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護に努めます。
② 学習会の充実
<ul style="list-style-type: none">・制度の概要について、講師などを派遣し、講演会による情報の周知を検討します。
③ 差別のない社会づくりに向けた環境整備
<ul style="list-style-type: none">・障がいに対する正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向け、法律・制度の周知や啓発をはじめ、小学校の福祉学習や福祉のイベントなどの充実に取り組みます。また、障がいのある人への虐待の防止に向けて、事業所などと連携を図りながら、問題解決に取り組みます。
④ 「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」の周知・啓発
<ul style="list-style-type: none">・障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人が依然としてみられることから、「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」の周知・啓発に継続して取り組みます。

分野 2：防災・防犯に備えた環境整備

施策の方向性
① 防災・防犯の強化
<ul style="list-style-type: none">・本町では広報・ホームページ、防災メールなど情報網を駆使し、災害時に備えて取り組みを進めています。今後も引き続き防災の取り組みを推進していくと同時に、障がいのある人に対する支援のネットワークづくりに努め、一層の防災意識の向上へつなげます。・障がい特性に応じた、災害時のサポート体制を構築し、それぞれの特性の視点に立った支援体制を構築します。避難訓練では、そういった支援体制を考慮し、取り組んでいきます。

施策の方向性
<p>②災害時要援護者への支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者名簿の整備を進め、自主防災組織など地域における共助を推進し、支援体制の強化を図っていくとともに、情報の伝達手段や避難所の整備などについて、災害発生時に実効性のある支援計画の策定を推進します。また、今後はモデル地区である北浜町区の計画を参考に、沿岸地区での計画策定を進めます。
<p>③自主防災組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区に自主防災組織の設置を検討し、災害時における防災の対策、意識を高めます。また地域住民を巻き込んだイベントや取り組みにより、防災についての正しい理解や知識を身につけ、減災に向けて取り組みます。全地区設置完了に向けて進めるとともに、補助金を PR し、より多くの地区に活用してもらうよう図ります。

分野 3：バリアフリー化の充実

施策の方向性
<p>①安心して暮らしやすいまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人にとって暮らしやすいまちとは、誰にとっても暮らしやすいまちといえます。本町は高齢で障がいのある人の割合が高いため、安心して暮らしていける基盤の整備は喫緊の課題です。公共施設・交通機関などが利用しやすい環境の整備に努めていきます。役場や公共施設の窓口での筆談対応など、障がいの特性に応じた対応を図りつつ、環境整備を進めます。 ・移動手段の確保として、公共交通におけるコミュニティバスの運行や、買い物支援サービスの実施を検討します。

分野 4：情報アクセシビリティの向上

施策の方向性
<p>①情報バリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩などに配慮し、障がいのある人にとって読みやすく、わかりやすい情報提供に努めます。記事やページごとの内容をさらに充実させ、誰が見てもわかりやすいページ作成に努めるとともに、音声読み上げソフトで表現しにくい言葉や文字などの使用を控え、スムーズに情報を受け取れるようにしていきます。 ・障がいのある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法などを把握し、必要に応じて導入します。アクセシビリティに配慮した情報提供に取り組みます。 ・広報誌などの点字版や音声 CD を作成し、さまざまな媒体を用いることにより、情報の提供に努めていきます。 ・文字の読み書きが困難な場合には、音声ガイドやイラストなどを用いて視覚的にやさしくわかりやすい情報提供に努め、アクセシビリティに配慮した情報提供をより充実させていきます。

基本目標 2 自立した地域生活の支援

分野 5：保健・医療の充実

施策の方向性	
①緊急時の受け入れ体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本町においては、有田圏域で連携し、受け入れ先の確保や専門性の高い医師の派遣など、緊急時にも対応できる体制の構築を進めていきます。また、夜間・休日の医療体制について、周知を図ります。
②医療機関などに関する情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や医療機関など関係機関との連携を強化し、障がいのある人のニーズを把握し、障がいに応じたサービスを提供するための情報提供や相談体制の充実に努めます。
③健康教育・健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育や健康相談の充実を図り、健康づくりを支援するために生活習慣病などの疾病の予防や治療方法などについて理解と周知を図ります。 ・体成分分析装置(Inbody)や骨密度測定器などを活用し、体の状態を数値化して推移などを可視化することによって、町民の健康意識を向上させます。 ・自身の健康状況を把握しつつ、運動・食生活・睡眠など、生活習慣全般における健康教育を実施することによって、従来の健康教育をより効果的に意識づけできるよう取り組んでいきます。
④湯浅町健康フェアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町内のさまざまな場所でウォーキング教室を実施しています。今後も運動指導士による専門的な指導など、環境を整えていきます。
⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。

分野 6：福祉サービスの充実

施策の方向性	
①訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障がい特性に応じた適切なサービス提供を推進します。
②日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町内において、事業所の数が充実していないため、近隣市町との連携を図り、利用者の受け入れを働きかけ、受け皿の確保に努めます。
③居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、地域における居住の場の確保が必要です。特に共同生活援助(グループホーム)の整備が重点課題であり、自立支援協議会などと連携し、圏域内のグループホームの拡充をめざします。

施策の方向性
<p>④障がいのある人の地域移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関などと連携し、障がいのある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの利用支援に努め、退院後の居場所や居住先の確保に努めます。
<p>⑤重層的支援体制の整備と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な相談支援やアウトリーチ(訪問)を通じた継続的な支援、各機関との連携・協働による支援に取り組めます。
<p>⑥重度障がい者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障がいがあっても地域で生活できるよう、重度障がいや医療的ケアにも対応できる障がい福祉サービスの充実や、経済的負担の軽減、日常生活用具の給付など、重度障がい者をケアする家族への支援も含め、多角的な支援に取り組めます。 ・事業所などと連携し、強度行動障がいなどの専門的な支援が必要な人の現状やニーズの把握に努めます。

分野7：相談支援体制の強化

施策の方向性
<p>①町相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各相談機関や専門機関との連携を強化し、相談員の資質向上に努めるとともに、障がいのある人とその家族に対する相談機能の充実を図ります。 ・ひきこもりに関する相談に対し、関係機関と連携して個々の課題に応じた個別支援を行います。
<p>②地域自立支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町では、地域自立支援協議会の機能を指定相談支援事業所へ委託しています。委託相談支援事業所において、障がい福祉に関するシステムづくりを円滑に運営していけるよう推進します。
<p>③地域における相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談員(ピアカウンセラー)と、民生委員・児童委員やその他の相談機関などと連携が図れるよう支援を行います。

基本目標 3 社会参加の促進

分野 8：雇用・就業、経済的自立の支援

施策の方向性	
①他機関との連携による情報提供・相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県や公共職業安定所などの求人情報、雇用情報などの情報提供の充実を図ります。 ・県や公共職業安定所、企業などとの連携を図り、求人・求職相談、労働相談、障がい者雇用相談を充実させます。
②企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の訓練の場を提供する民間事業者に対して、障がいのある人の雇用に関する各種支援制度について周知に努めます。
③職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所間においての連携・情報共有を図り、障がい特性の把握や技術の向上のために、職員一人ひとりが専門的にサービスを提供できるような体制をめざしていきます。合理的配慮などの職員研修を実施し、職員の資質向上に取り組みます。 ・「湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例」について、理解を深め、啓発していきます。
④就労移行支援事業の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練の場として、就労移行支援事業の利用促進のため事業の周知に努めます。
⑤就労相談・雇用相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職場や仕事上における人間関係やスキルなどの諸問題に対して、関係団体が連携して地域就労相談や障がい者雇用相談の充実を図り、障がいのある人の就労を支援します。
⑥経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、働く意欲の向上や本人の意向確認、就労後のフォローなど、支援体制の強化に努めます。

分野 9：障がいのある児童への支援体制の強化

施策の方向性	
①発達障がいなどへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉間の連携を強化し、発達障がいの早期発見と早期療育に努めます。 ・就学における支援連携として、子どもの成長発達経過について、乳幼児からの情報を就学後も引き継ぎ、継続して支援します。 ・就学後の子どもの成長発達について、縦断的に経過を観察していくことで、乳幼児期の支援内容についてフィードバックできる体制づくりを確立していきます。
②障がいの早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査や保健指導を通じて、早期発見に努めるとともに、発達の遅れや発達段階において課題がみられる乳幼児の保護者に対して、専門の職員などが発達相談を行います。

施策の方向性	
③関係機関との連携による療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の役割分担を明確にし、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図り、連携が途切れることのないよう、情報共有を続けていきます。
④身近な地域での療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援の実施及び提供基盤の整備により、障がいのある児童の療育体制の充実を進め、身近な地域での支援の強化を図ります。 ・圏域内の療育施設との連携を密に図りながら、通所支援の充実に努めます。

分野 10：教育の充実

施策の方向性	
①発達障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導の実施に向けて、特別支援学校や保健・医療・福祉などの関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。
②教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への理解を促進していくために、学校教育において体験学習や福祉教育による学習の機会を提供し、児童・生徒に対する教育としての支援教育の充実を図ります。 ・子どもに関わる事業について、支援学校や特別支援学級に在籍する児童にも周知を行い、参加を募っていきます。
③交流教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや障がい特性などについて、児童・生徒に対し学習の機会を提供するとともに、障がいのある人との交流機会の充実や交流教育の推進に努めます。
④インクルーシブ教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのある子どもが通常学級などに在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。

分野 11：文化芸術活動・スポーツなどの振興

施策の方向性	
①文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が文化芸術の鑑賞や、表現活動への参加などを行うことで、文化の担い手となれる環境の整備に努めます。
②スポーツを通じた交流の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体や民間のスポーツクラブなども含め、障がいがあっても参加しやすい環境づくりや、障がいのある人のスポーツへの参加に向けた情報発信の充実を努め、障がいのある人たちの自立と社会参加の促進につながるよう充実を図ります。

施策の方向性

③参加しやすい環境づくりの推進

・障がいのある人がさまざまな活動に参加しやすいよう、移動手段の充実を図るとともに、障がいのある人が利用できるトイレの設置などバリアフリー化を進め、誰もが快適に利用できる環境づくりを進めます。

第5章 計画の推進体制

(1) 庁内・関係機関、関係団体、住民との連携・協力

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課を中心に、適宜、関係機関との連携及び調整が重要となります。また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などによる支援や協力が重要となります。そのため、これらの団体による諸活動の促進・支援に努めるとともに、障がい者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築き、推進します。

(2) 和歌山県・近隣自治体との連携

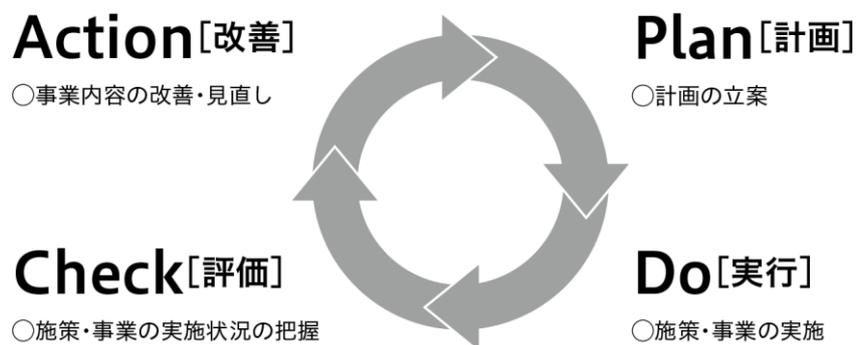
本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことが重要であり、国や和歌山県と連携しながら施策を展開します。また、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

(3) 障がいのある人のニーズの把握

本計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行うなど、ニーズの把握に努めます。

(4) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図ることで、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映します。



資料編

策定経過

時期	内容
令和6年8月8日～20日	第3期湯浅町障がい者基本計画策定に係るアンケート調査
令和6年8月15日～30日	第3期湯浅町障がい者基本計画策定に係る団体ヒアリング調査
令和6年11月6日	第1回策定委員会
令和7年1月29日	第2回策定委員会
令和7年2月3日～2月12日	パブリックコメントの実施
令和7年3月5日	第3回策定委員会

策定委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	長尾 正子	湯浅町障がい児者父母の会	委員長
2	宮下 晴男	湯浅町民生児童委員協議会	副委員長
3	玉置 勝也	社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会	
4	谷井 由記	社会福祉法人 有田つくし福祉会	
5	井上 千奈美	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	
6	中谷 倫也	湯浅町身体障がい者福祉協議会	
7	中 みえ子	湯浅町障がい児者父母の会	
8	長田 和浩	小中学校校長会	
9	澳 親人	一般社団法人 有田医師会	
10	阪口 理恵	湯浅町福祉課	

※敬称略

策定委員会設置要綱

○湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年3月10日告示第11号

改正

平成20年11月28日告示第77号

平成27年3月16日告示第18号

令和3年4月1日告示第74号

湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱を次のように定め、平成18年4月1日から適用する。

湯浅町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づき策定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき策定する障害福祉計画を検討し、策定するため湯浅町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 計画の策定手順に関する事項
- (2) 計画の中に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のための必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内で組織し、委員は次に掲げる者で町長が委嘱する。

- (1) 湯浅町民生児童委員協議会の代表
- (2) 医療機関の代表
- (3) 障害者団体 若干名
- (4) 社会福祉法人の代表
- (5) 教育関係者
- (6) 保健福祉関係者

(7) 有識経験者

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

前文 (抄) (平成20年11月28日告示第77号)

平成20年4月1日から適用する。

前文 (抄) (平成27年3月16日告示第18号)

平成27年4月1日から適用する。

附則 (平成27年3月16日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

前文 (抄) (令和3年4月1日告示第74号)

令和3年4月1日から適用する。

附則 (令和3年4月1日告示第74号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

障がい者支援に関する用語解説

あ

アウトリーチ

援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

アセスメント

利用者が直面している生活上の問題・課題(ニーズ)や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。

医療的ケア児

日常的に痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どもたちのこと。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か

基幹相談支援センター

障がい福祉分野において、地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関。

強度行動障がい

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという自己実現に向けた取り組みのこと。

合理的配慮

障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

個別避難計画

災害発生時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」「避難経路」「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人など)」を事前に定めた計画のこと。

ろ

児童発達支援センター

障がいのある子どもが日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」がある。

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務などについて理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を取得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。

手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する人。

障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加支援などのため、基本的理念、国・地方公共団体などの責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人の福祉を増進することを目的とする法律。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。

スクールソーシャルワーカー

教育機関において、福祉相談業務などを行う専門家のこと。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し、役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問などによる保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種の援護措置を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度が重い順に1級、2級、3級とされている。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人を選任する、また、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た

地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

地域のすべての住民が尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるようなサービス提供体制をいう。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて、支援体制の構築を推進することが求められている。

な

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの虐待行為。

は

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)その他、これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ピアカウンセラー

同じ障がいや病気をもつ仲間のこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で支援を要する人。

ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもを養育する保護者が、障がいの特性などについて学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

法定雇用率（障がい者雇用率）

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所に義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることを目的とし、事業主などに常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)の達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

ま

もにす認定制度

障がい者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のこと。「もにす」とは、企業と障がい者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して、「共(とも)に進(すす)む」という言葉から付けられた。

ら

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

レスパイト

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することにより、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。



第3期 湯浅町障がい者基本計画

令和7年3月

発行:湯浅町 福祉課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668-1

電話:0737-63-2525

FAX:0737-65-3006

